

卓越大学院プログラム 関係資料

- 1 卓越大学院プログラム 2020 年度予算
- 2 「卓越大学院プログラム」に係る政府提言等
- 3 卓越大学院プログラム公募の方向性について—最終報告—
(平成29年12月 独立行政法人日本学術振興会)
- 4 「卓越大学院（仮称）」構想に関する基本的な考え方について
(平成28年4月 卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議)
- 5 第3次大学院教育振興施策要綱（平成28年3月 文部科学大臣）
- 6 「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿
～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」
(平成31年1月 中央教育審議会大学分科会)
- 7 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」
(平成30年11月 中央教育審議会)

卓越大学院プログラム

令和2年度予算額 77億円
 (前年度予算額 74億円)

背景・課題

- ◆ 第4次産業革命の推進、Society5.0の実現に向け、学術プレゼンスの向上、新産業の創出、イノベーションの推進等を担う **様々な分野で活躍する高度な博士人材(知のプロフェッショナル)の育成が重要**
- ◆ 優秀な若者が産業界・研究機関等の教育に参画し、多様な視点を養うことが重要であり、 **機関の枠を超えた連携による高度な大学院教育の展開が重要**
- ◆ また、優秀な日本人の若者が博士課程に進学せず、 **将来において国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない状況に対応する必要**

事業概要

【目的】 ◆ 各大学が自身の強みを核に、 **海外トップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築**

【対象領域】

- 国際的優位性、卓越性を有する領域
- 文理融合、学際、新領域
- 新産業の創出に資する領域
- 世界の学術の多様性確保への貢献が期待される領域

— 事業期間：7年間 財政支援（2018年度～2026年度）

※4年目の評価において個別プログラムの評価に加え、事業全体としての評価も行い、8年目以降の取り扱いについて検討

— 件数・単価（積算上）：2018年度採択【継続】（15件×約2.4億円）
 2019年度採択【継続】（11件×約2.3億円）
 2020年度採択【新規】（5件×約2.9億円）

【事業スキーム】

◇対象：博士課程が設置されている国公立大学

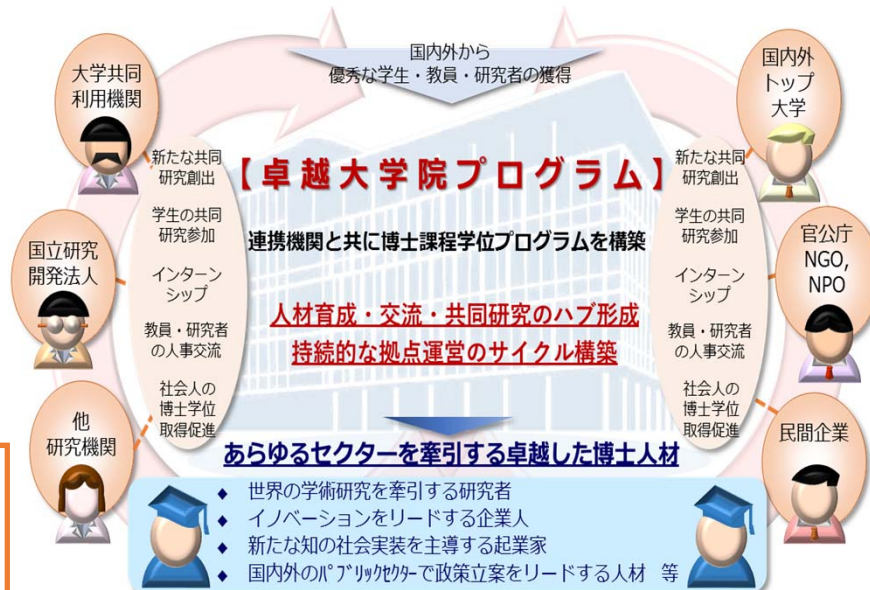
◇成果検証：・毎年度の進捗状況等のフォローアップ、
 事業開始4年目・7年目に評価を実施
 ※総じて当初の計画を下回るものは支援を打ち切り
 ・事業終了後10年間はプログラム修了者の追跡調査を実施

◇学内外資源： **事業の継続性・発展性の確保のため、事業の進捗に合わせて補助金額を逡減（4年度目は補助金額と同程度の学内外資源を確保し、7年度目には補助金額が初年度の1/3に逡減）**
 →各大学は、初年度から企業等からの外部資金をはじめとする一定の学内外資源を活用するとともに、 **事業の進捗に合わせ学内外資源を増加**

事業成果

- ・ **あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成**
- ・ **持続的に人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される拠点創出**
 → **大学院全体の改革の推進**

- ・ **それぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材の育成**
- ・ **人材育成・交流、共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点の形成**
- ・ 各大学が養成する具体的な人材像を連携機関と共有し、4領域を組み合わせるプログラムを構築
- ・ プログラム構築に当たっては、 **大学本部の強力なコミットメントを通じ、大学が総力を挙げて取り組む** → **大学院改革につなげる**



【参考】卓越大学院プログラム採択状況（平成30年度及び令和元年度採択分）

【平成30年度採択分（13大学15件）】

連番	大学名	プログラム名称
1	北海道大学	One Healthフロンティア卓越大学院
2	東北大学	未来型医療創造卓越大学院プログラム
3	東北大学	人工知能エレクトロニクス卓越大学院プログラム
4	筑波大学	ヒューマニクス学位プログラム
5	東京大学	生命科学技術国際卓越大学院プログラム
6	東京農工大学	「超スマート社会」を新産業創出とダイバーシティにより牽引する卓越リーダーの養成
7	東京工業大学	「物質×情報=複素人材」育成を通じた持続可能社会の創造
8	長岡技術科学大学	グローバル超実践ルートテクノロジープログラム
9	名古屋大学	トランスフォーマティブ化学生命融合研究大学院プログラム
10	名古屋大学	未来エレクトロニクス創成加速DII協働大学院プログラム
11	京都大学	先端光・電子デバイス創成学
12	大阪大学	生命医科学の社会実装を推進する卓越人材の涵養
13	広島大学	ゲノム編集先端人材育成プログラム
14	長崎大学	世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム
15	早稲田大学	パワー・エネルギー・プロフェッショナル育成プログラム

【令和元年度採択分（9大学11件）】

連番	大学名	プログラム名称
1	東北大学	変動地球共生学卓越大学院プログラム
2	千葉大学	アジアユーラシア・グローバルリーダー養成のための臨床人文学教育プログラム
3	千葉大学	革新医療創生CHIBA卓越大学院
4	東京大学	変革を駆動する先端物理・数学プログラム
5	東京大学	先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム
6	東京工業大学	最先端量子科学に基づく超スマート社会エンジニアリング教育プログラム
7	東京海洋大学	海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム
8	金沢大学	ナノ精密医学・理工学 卓越大学院プログラム
9	名古屋大学	情報・生命医科学コンボリューション on グローカルアライアンス卓越大学院
10	京都大学	メディカルイノベーション大学院プログラム
11	大阪大学	多様な知の協奏による先導的量子ビーム応用卓越大学院プログラム

「卓越大学院プログラム」に係る 政府提言等

■ 目次

<平成31年度>

- 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）・・・P2
- 統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）・・・P3

<平成30年度>

- 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）・・・P5
- 統合イノベーション戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）・・・P6

<平成29年度>

- 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）・・・P8
- 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）・・・P9
- 科学技術イノベーション総合戦略2017（平成29年6月2日閣議決定）・・・P10
- 第3期教育振興基本計画に向けた意見
（平成29年6月20日一般社団法人日本経済団体連合会）・・・P11

<平成28年度>

- 日本再興戦略改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）・・・P12
- 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）・・・P14
- 科学技術イノベーション総合戦略2016（平成28年5月24日閣議決定）・・・P15

<平成27年度>

- 日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）・・・P16
- 第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）・・・P18
- 未来を牽引する大学院教育改革（平成27年9月中教審大学分科会決定）・・・P19
- 第3次大学院教育振興施策要綱（平成28年3月31日文科科学大臣決定）・・・P20

■ 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

8 Society 5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

（2）新たに講ずべき具体的施策

i 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

②高等教育・研究改革

イ) 研究力の向上

・研究「人材」、「資金」及び「環境」の改革を、産学官連携の下、大学改革と一体的に展開する、「研究力向上改革 2019」を実施する。

－産学連携での大学院教育の好事例の周知や国際的に卓越した博士人材育成教育を推進する。また、若手研究者が経済的不安なく研究に専念したり海外研さんを積む機会の拡充、研究者の世界水準の能力の組織的育成プログラム開発とともに、2020年度以降適用に向けて、若手研究者の任期長期化やプロジェクトの専従義務緩和、直接経費から研究代表者の人件費等を支出可能とするための検討等の研究費制度の見直しを行う。

2

■ 統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）

第Ⅱ部

第2章

（1）大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

②目標達成に向けた施策・対応策

＜人材流動性・若手等活躍＞

《独創性と分野横断的な俯瞰力を備えた人材の育成》

企業との連携等による高度な教育研究プログラムを構築する「卓越大学院プログラム」を推進する。

3

参考 (平30以前)

4

■ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

第2 具体的施策

Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援

3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 大学改革等による知的集約産業の創出

④ ボーダーレスな挑戦（国際化、大型産学連携）

海外留学支援及び外国人留学生・研究者の受入れの促進や戦略的な情報発信を通じた大学の国際化を進める。また、本年度から開始される卓越大学院プログラムにおいては、学内資源の重点化に加え、企業等からの外部資金等を活用しつつ、企業や海外トップ大学との共同研究を通じ、「Society 5.0」等を担う高度な博士人材の育成を推進する。

5

第3章 知の創造

(1) 学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

③ 今後の方向性及び具体的に講ずる主要施策

iii) 研究生産性の向上

文部科学省は、企業との連携等による高度な教育研究プログラムを構築する「卓越大学院プログラム」において、学内資源の重点化に加え、企業等からの外部資金等を活用しつつ、俯瞰力、独創力と高度な専門性を備えた課題解決型人材を育成（教育研究面で我が国のイノベーションを牽引する優れた大学院を強化）

第2 具体的施策

II Society 5.0 に向けた横割課題

A. 価値の源泉の創出

4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 大学のインセンティブ設計の抜本的強化

本格的な産学官連携体制の実施等を要件とする指定国立大学法人制度を本年度開始する。また、企業等と連携し学際領域や我が国が強い分野の最先端教育を提供する卓越大学院プログラム（仮称）については、来年度の本格実施を目指し、本年度中に各大学の構想の具体化を加速させるとともに、審査等の具体案をまとめる。

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(2) 人材投資・教育

② 教育の質の向上等

卓越大学院プログラム(仮称)の具体化や高等専門学校教育の高度化による教育研究拠点の強化や卓越研究員制度等による人材の育成・確保等を進める。また、海外留学支援や外国人留学生・研究者の受入れの促進を通じた大学の国際化を進める。

第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

(1) 人材力の強化

① 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進

iii) 大学院教育改革の推進

新たな知の創造と活用を主導する博士人材の育成のため、複数の大学、民間企業、国研、海外のトップ大学等との連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を備えた「卓越大学院プログラム(仮称)」の形成に向け、大学と連携先における構想の協議を加速させる。

第6章 科学技術イノベーションの推進機能の強化

② 大学改革と機能強化

具体的には、若手研究者等の育成・活躍促進として、若手が挑戦できる機会の更なる拡充のため「卓越研究員制度」の着実な推進、「卓越大学院プログラム(仮称)」の形成に向けた大学と連携先における構想の協議の加速を行うとともに、特に国立大学法人については、各国立大学による自らの強み・特色を最大限生かした機能強化の取組促進、人事給与システム改革、大学経営の見える化、経営人材の育成・確保、民間企業との共同研究・受託研究等の拡大による財政基盤の強化を図り、また、「指定国立大学法人」の創設により、卓越した教育研究活動の推進を後押しする。

2. 第3期計画で重視すべき課題

基本的な考え方：Ⅱ－2に対する意見

（3）文理融合型教育による高度人材の育成

文理にまたがる学科の枠を超えた幅広いリベラルアーツを身につけた人材こそ、今後の産業構造や社会システムの変化に対応して、イノベーションを起こし、新たな価値を創造できる。こうした人材を育成する上で、大学教育の果たす役割は極めて重要である。

また、大学院レベルでは、産学官が協働で、俯瞰力、独創力、課題発見・解決能力を持つ人材の育成を進める文理融合型カリキュラム「博士課程リーディングプログラム」や、新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成する「卓越大学院」などが進められているが、こうした取り組みをさらに強化していくことが重要である。

10

■ 日本再興戦略改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋①）

第2 具体的施策

Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化（2）新たに講ずべき具体的施策

i) イノベーション・ナショナルシステム構築の総仕上げ ①大学改革

イ) 卓越大学院(仮称)

産業界のニーズも踏まえつつ、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国の強い分野の最先端の教育を可能にし、また、複数の大学、民間企業、国立研究 開発法人、海外のトップ大学等が連携する「卓越大学院(仮称)」を形成する。「卓越大学院(仮称)」では、即戦力にもなる人材を既存の研究科・専攻の枠を超えて育成するとともに、学際融合も含めた学位授与も可能とする。

本年4月に産学官からなる卓越大学院(仮称)検討のための有識者会議が取りまとめた「基本的な考え方」で新産業創出に資する領域を含む4つの示されたこと等を踏まえ、本年度から開始される大学と企業における構想に関する本格的かつ密な協議を促進するとともに、教育課程の編成や連携体制の整備など大学院教育プログラムを来年度から順次構築する。

なお、「卓越大学院(仮称)」では産学共同研究に学生が参画するケースもあるため、大学・国立研究開発法人に対するガイドラインの策定(後述)に当たっては、学生関与に係るルールも含めることとする。

今後の日本の産業競争力の鍵を握る人材の効果的・効率的な育成を図る観点から、IoT・ビッグデータ・人工知能やものづくり・ロボット等の駆動系の融合領域等において卓越大学院(仮)を形成する場合には、人工知能技術戦略会議等との連携を図るものとする。

11

■ 日本再興戦略改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）（抜粋②）

第2 具体的施策

Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化（2）新たに講ずべき具体的施策

ii) 組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進

③特定国立研究開発法人等の取組の強化

（中略）さらに、特定国立研究開発法人等は、自らの強みを発揮できる場合において、**卓越大学院（仮称）の形成に積極的に協力する**とともに、指定国立大学法人等との連携を強化する。

第2 具体的施策

Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等 2-1. 人材力の強化

①第4次産業革命時代に即した世界トップレベルの人材の輩出（卓越大学院（仮称）・卓越研究員制度による人材育成・強化）⇒ 第2-Ⅲ-1-(2)-i-①-イの再掲

②IoT・ビッグデータ・人工知能等を牽引するトップレベル情報人材の育成と高等教育における数理教育の強化

（中略）また、トップレベルの人材育成のため、特定国立研究開発法人等において、高等教育機関等と連携し、世界レベルの研究者を糾合してIoT・ビッグデータ・人工知能やモノづくり・ロボット等の駆動系の融合領域等における研究と人材育成を一体的に行うとともに、ナノテク・材料、地球環境分野など我が国が強みをいかせる分野においてビッグデータ等の戦略的な共有・利活用を可能にするための国際研究拠点を形成し、専門人材を育成する。なお、**これらの融合領域等において、卓越大学院（仮称）が形成される場合**や卓越研究員が選定される場合には、**人工知能技術戦略会議等との連携を図りつつ、即戦力にもなる博士人材や優秀な研究者の育成を図る。**

12

■ 経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(1) 生産性革命に向けた取組の加速

① 人材育成

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の検討、**世界トップレベルの人材を輩出する卓越大学院（仮称）の具体化**、高等専門学校教育の高度化など、**教育研究拠点を強化する**とともに、卓越研究員制度等による、初等中等教育段階からトップレベルの研究者に至るまでの体系的な人材の育成・確保策を講ずる。

13

■ 科学技術イノベーション総合戦略2016（平成28年5月24日閣議決定）

第3章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化（1）人材力の強化

【重きを置くべき取組】

- I 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進
- 若手研究者等の育成・活躍促進

新たな知の創造と活用を主導する博士人材の育成のため、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等との連携の下、世界最高水準の教育力と研究力を備えた「卓越大学院（仮称）」の形成に向け、大学と連携先における構想の協議を加速させる。

第5章 科学技術イノベーションの推進機能の強化

【重きを置くべき取組】

- 大学改革と機能強化

具体的には、若手研究者等の育成・活躍促進として、若手が挑戦できる機会の更なる拡充のため「卓越研究員制度」の着実な推進、「卓越大学院（仮称）」の形成に向けた大学と連携先における構想の協議の加速を行うとともに、特に国立大学法人については、各国立大学による自らの強み・特色を最大限生かした機能強化の取組促進、人事給与システム改革、大学経営の見える化、経営人材の育成・確保、民間企業との共同研究・受託研究等の拡大による財政基盤の強化を図り、また、「指定国立大学法人」の創設により、卓越した教育研究活動の推進を後押しする。

14

■ 日本再興戦略改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）（抜粋①）

第一 総論 IV. 改訂戦略の主要施策例

1. 未来投資による生産性革命（1）「稼ぐ力」を高める企業行動を促す

ii) イノベーション・ベンチャーの創出

① グローバル市場につながる「ベンチャー創造の好循環」の確立

- 国際的イノベーション・ベンチャー創出拠点の形成に向けた新たな大学・大学院制度の創設

IoT・ビッグデータ・人工知能時代の到来も視野に、複数の大学、研究機関、企業、海外機関等が連携して形成する「卓越大学院（仮称）」において文理融合など異分野の一体的教育を促進し、イノベティブな人材創出拠点として活用する。

第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン

IV. 改訂戦略の主要施策例 1. 産業の新陳代謝の促進

（3）新たに講ずべき具体的施策 iii) ベンチャー支援

④ グローバル・ベンチャ企業創出の苗床となる大学改革

また、同様に、「卓越大学院（仮称）」については、文理融合領域やIoT・ビッグデータ・人工知能等の新領域・新産業の創造の観点も踏まえた分野の設定がなされ、複数の大学、研究機関、企業、海外機関等が連携する仕組みとする。

15

第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン

3. 大学改革/科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) イノベーション・ナショナルシステムの実装 ① 国立大学経営力戦略

ウ) 「特定研究大学」等の創設によるグローバルに競う大学の重点強化と未来の産業・社会を支えるフロンティア形成の促進

・卓越大学院(仮称)

IoT・ビッグデータ・人工知能等の発展にも対応するため、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国が強い分野の最先端の教育を可能にし、また、複数の大学、研究機関、企業、海外機関等が連携して形成する「卓越大学院(仮称)」制度を創設する。このため、本年度中を目途に、産学官からなる検討会において、卓越大学院を形成する分野の設定や複数の機関が連携する仕組みについて、新領域・新産業の創造、新規創業の観点も踏まえて示し、来年度から、大学における企業との連携による構想作り等の具体化に向けた取組を開始する。

16

第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

(1) 人材力の強化

① 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進

iii) 大学院教育改革の推進

さらに、大学院教育改革を強力に進めるため、国は、世界最高水準の教育力と研究力を備え、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国が強い分野の最先端の教育を推進する大学院形成のための制度を創設し、推進を図る。

第7章 科学技術イノベーションの推進機能の強化

(1) 大学改革と機能強化

さらに、国は、大学における教育や人事システム等の改革を先導するため、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国が強い分野の最先端の教育を推進する大学院形成のための制度や、優れた若手研究者が安定したポストに就きながら独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするための制度を創設し、それらの推進を図る。

17

4. 「卓越大学院(仮称)」の形成

- 大学院重点化等による量的拡大を経て、40代以下の世代において修士・博士人材が比較的多く育成されている。また、大学における研究環境についてもこれまでの振興策により一定の改善が図られ、世界的な競争力を有する研究分野も増えてきており、学術研究に対する評価は依然高い。しかし、ここ数年、若干明るい兆しがみられるものの、経済成長が低迷する中で、世界における我が国のプレゼンスは揺らいでいる。

今後我が国が豊かさを維持し成長していくためには、グローバル化とともに加速して進む世界の産業構造の変化をしっかりと捉え、将来の新たな基幹産業を我が国が主導して創出することが求められている。新たな基幹産業の創出には、その源となる知や技術を生み出すとともに、それらを社会的価値につなげていく人の力が不可欠である。このため、23年大学院答申で提言した環境・エネルギー等の世界的課題を解決するグローバルリーダーの育成に加え、今後はさらに、世界の学術を牽引する卓越した研究者や、知を社会に実装することを主導する起業家等も含めた高度な「知のプロフェッショナル」の育成を進めることが必要である。

18

- これまでの政策によって蓄積された人材や研究の強みをまだ生かせる今こそ、我が国の未来の社会を支えるフロンティアを形成し、大学院の国際的な競争力を強化することが急務であり、そのための博士人材育成の場として「卓越大学院(仮称)」の形成を提言する。

「卓越大学院(仮称)」においては、新たな知の創造と活用を主導する高度な「知のプロフェッショナル」の育成に向けて、世界最高水準の教育力と研究力を備え、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学・研究機関等との連携の下で、世代と立場を超えた人材交流・共同研究のハブとなることを目指すべきである。

- 今後、「卓越大学院(仮称)」の構想を検討し、具体化するに当たっては、大学だけの視点に偏るのではなく、今後の世界の産業構造の変化とその中で我が国の立場を捉えつつ、産業界を十分に巻き込み、一致協力して取り組むことが必要である。そのためには、産学官による検討会を設けて大学と産業界が相互に踏み込んだ議論を行うことが望ましい。

19

第四 文部科学省としての具体的な取組方策

8 卓越大学院（仮称）の形成

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

大学院の国際的な競争力を強化することが急務であり、そのための博士人材育成の場として「卓越大学院（仮称）」の形成を提言する。

【文部科学省の取組】

新たな知の創造と活用を主導する高度な「知のプロフェッショナル」となる博士人材の育成のため、世界最高水準の教育力と研究力を備え、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学・研究機関等との連携の下、立場を超えた人材交流・共同研究のハブとなる「卓越大学院（仮称）」の形成を支援する。

卓越大学院プログラム 公募の方向性について
—最終報告—

平成29年12月

独立行政法人日本学術振興会

目次

I. 本調査の目的と概要	2
II. 調査の方法.....	2
III. 公募の際に申請者に示すべき事項について.....	3
1. 事業の目的と背景	3
1) 目的.....	3
2) 背景.....	3
2. 事業の概要.....	5
1) 対象となる事業	5
2) 事業の期間	6
3) 公募の領域.....	6
4) 審査の方針	6
5) 申請者等.....	6
6) 事業規模.....	7
3. 審査方法等.....	7
4. 申請内容・方法等	8
1) 申請内容等	8
2) 申請資格.....	9
3) 申請書類.....	10
5. その他留意事項.....	10
(別紙1) 卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会規程.....	11
(別紙2) 卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会 委員名簿.....	13
(別紙3) 卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会における審議経過	14

本報告書は、文部科学省が行った平成30年度概算要求の内容に基づき作成したものであり、最終的な事業の概要、審査方針等、申請内容・方法等については、平成30年度予算の内容に基づいて決定される。

I. 本調査の目的と概要

「日本再興戦略」改訂 2015 及び 2016 においては、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国の強い分野の最先端の教育を可能にし、国内外の企業や研究機関等と連携して、世界最高水準の教育力と研究力を有する「卓越大学院（仮称）」形成の必要性が提言されている。

現在、各大学においては、『卓越大学院（仮称）』構想に関する基本的な考え方について（平成 28 年 4 月 卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議）を踏まえた検討が進められているところであり、文部科学省は大学の取組を支援するための「卓越大学院プログラム（仮称）」構想の具体化を推進するため、「卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委託事業」を実施している。

日本学術振興会は、本事業の委託を受け、平成 30 年度から本格実施を目指す「卓越大学院プログラム」事業をより実効性の高いものとするため、有識者会議を立ち上げ、

- ① 大学が検討しているプログラムの内容・実施体制、また、他機関との連携の実施や共同研究を教育プログラムに盛り込むにあたっての制度上の隘路等について、大学や連携先となり得る機関からの情報収集を含めた調査研究
 - ② 公募・審査等の在り方についての取りまとめ
- を行ってきた。

本最終報告は、平成 29 年 10 月の中間報告以後、様々な機関から情報収集*を行い、最終的に公募・審査等の在り方について取りまとめを行ったものである。

なお、公募要領等については、本最終報告並びに情報収集の結果を活用しつつ、文部科学省において予算編成等の結果を反映し作成される予定であるが、本最終報告が、今後文部科学省において本事業の公募等に係る検討を行う際に大いに活用されることを期待する。

II. 調査の方法

本最終報告の取りまとめにあたっては、日本学術振興会に「卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会」を設置し、調査審議を行った。なお、会議及び会議資料は、「卓越大学院プログラム」事業の公平性及び中立性の担保の観点から非公開として行った。

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会規程（別紙 1）

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会 委員名簿（別紙 2）

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会における審議経過（別紙 3）

* 11 月に全 8 大学に実地調査を実施。その議事概要については、日本学術振興会のホームページ (https://www.jsps.go.jp/j-takuetsu-pro/jitchi_chosa.html) に掲載。

Ⅲ. 公募の際に申請者に示すべき事項について

本事業は、我が国をリードする大学院改革プログラムとして、各大学における大学院の特色を生かした独自の構想づくりに期待しており、それぞれの自由な発想を生かした提案を求めるものであるが、本事業の趣旨を具体化し、申請者が構想をより明確に提案できるように、公募の際に申請者に対して以下の事項を示すべきと考える。

1. 事業の目的と背景
 - 1) 目的、2) 背景
2. 事業の概要
 - 1) 対象となる事業、2) 事業の期間、3) 公募の領域、4) 審査の方針、5) 申請者等、6) 事業規模
3. 審査方法等
4. 申請内容・方法等
 - 1) 申請内容等、2) 申請資格、3) 申請書類
5. その他留意事項

また、各事項に盛り込むべきと考える具体的な内容については、以下の通りである。

1. 事業の目的と背景

1) 目的

○事業の目的が、博士課程において、新たな知の創造と活用を主導し次代を牽引する人材、新たな価値を創造するとともに、将来の社会の課題に挑戦したイノベーションをもたらすことのできる人材等、高度な「知のプロフェッショナル」の育成であること。

2) 背景

○大学院の量的拡大を経て修士・博士学位取得者の増加や研究環境の一定の改善、世界的な競争力を有する研究分野の増加等が進む一方で、経済成長が低下する中で我が国の学術研究や科学技術イノベーションにおけるプレゼンスが揺らいでいること。

○特に、近年の優秀な日本人の若者が博士課程に進学しない「博士離れ」の問題は、我が国の知的創造力を将来にわたって低下させ、国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない深刻な事態であること。

○今後我が国が豊かさを維持し成長していくためには、経済・社会の急速な変化に対応し、将来の新たな基幹産業を我が国が主導して創出すること（Society5.0 社会への対応）が求められており、大学院にはその源となる知と技術を生み出すとともに、それらを社会的価値につなげることができる人材輩出が求められていること。

○これまでの大学院改革の取組を踏まえた上で、世界の学術を牽引する卓越

した研究者や、知を社会に実装することを主導する起業家、イノベーションをリードする企業人、国内外のパブリック・セクターにおいて政策立案をリードする人材など、俯瞰力及び独創力並びに高度な専門性を備え、それぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材、すなわち、高度な「知のプロフェッショナル」をあらゆるセクターにおいて育成することが必要であり、各大学の人材や研究の強みを生かし、大学院を我が国の未来社会を支える国際的な競争力を備え、上記のような優れた博士人材育成の場として形成していくことが必要であること。

- 当該事業が我が国の大学院システム全体の見直し及び大学改革を加速させることが期待されるものであること。

※なお、これらの考え方については、「卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議」でのとりまとめを踏まえたものである点に留意すること。

特に、我が国の大学には、高度な「知のプロフェッショナル」の育成のため、国際水準での卓越した大学院教育構築のための改革が求められており、本事業は、各大学がそれぞれの問題意識に基づき本事業に取り組むことにより、当該大学全体の大学院改革を実現することを基本的な考え方としているものである。

「『卓越大学院（仮称）』構想に関する基本的な考え方について」（抜粋）
（平成28年4月 卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議）

- 大学院教育の改革は、各大学院が自らのイニシアティブにより、大学院生達が活躍する未来を見据えて、自主的・自律的に取り組むべきものであることは言うまでもない。

世界と伍することのできる水準にある我が国の大学院には、新たな知のフロンティアを切り拓くポテンシャルを有した優れた人材が大勢いる。各大学院は今こそ、その英知を結集して、連携先となる機関とも緊密な協議を重ねながら、国際的に競争力ある、学生にとって魅力ある卓越した大学院教育の構築に向けた検討を進めていただきたい。

- 大学院の教育改革は、大学院からの内発的なものであればあるほど、国からの重点支援が終了した後の定着・発展が期待できる。

2. 事業の概要

1) 対象となる事業

- 博士課程前期・後期一貫した質の保証された学位プログラムを構築・展開する取組を対象とするものであること。
- 養成すべき人材像を明確に設定していること（例えば、どのような分野で活躍するか、いかなる価値を創造するか、どのような人類社会の課題解決に資するかなど）。
- 我が国をリードする大学院改革プログラムとして、各大学それぞれの特色・強みを生かした独自の構想に基づく提案であること。
- 学長の責任の下で大学本部が主体的に関わる体制を構築し、申請大学の大学院全体の改革を実現する観点から、プログラムの構築・実施、成果の波及、継続性・発展性の確保等を図る必要があること。
事業期間終了後に、高度な「知のプロフェッショナル」を輩出する仕組みとしての質が下がることがないようにすること。
また、高度な「知のプロフェッショナル」にふさわしい俯瞰力及び独創力並びに高度な専門性が養えるよう広範かつ一貫した教育課程を構築するものであること。
- 『『卓越大学院（仮称）』構想に関する基本的な考え方について』（平成28年4月 卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議）で示されている「期待される取組等」を踏まえ、以下に示す例示を参考に、各大学のプログラムに応じて適切な取組を進めるものであること。

<教育・研究力の観点>

- ・既存の研究科等や機関の枠を超え、博士課程前期・後期一貫した体系的な教育課程の編成による、高度な研究を通じた組織的な教育の実施
- ・連携先との教育理念等の共通理解
- ・プログラムを通じて授与される学位の質保証（QE、学位審査等）

<優秀な学生・教員を結集する観点>

- ・優秀な学生に対する生活費相当額の経済的支援の実施（産学共同研究に参画する際はRA雇用経費に計上、支援期間の柔軟化等）
- ・優秀な社会人の博士号取得促進（早期修了・長期履修制度の活用、社員に対する博士号取得促進）
- ・大学と連携先機関との若手研究者等の人材交流及びそれを促進する仕組みの構築（クロスアポイントメント制度等の活用、大学から企業への派遣増のための企業の協力を期待）

<人材育成の場として産学共同研究を活用する場合の観点>

- ・産学共同研究の場への学生の効果的な参画

- ・ 学生が論文発表できる領域等に関する組織的な事前合意
- ・ 企業における博士人材の採用・活用促進
- ・ 大学本部による関与・サポートを含めた企業等との「組織」対「組織」の連携・協力体制の構築
- ・ プログラムの継続・発展を図るための企業等による積極的な投資（大学が組織として対応するために必要な間接経費を含む）

2) 事業の期間

○事業の期間については最大10年間を想定していること。

3) 公募の領域

○以下の4つの領域のうちから、各大学が設定するものとする。なお、申請にあたっては、一つ又は複数の領域を選択することとし、その際に「最も重視する領域」を一つ選択すること。

- ①我が国が国際的な優位性と卓越性を示している研究分野
- ②社会において多様な価値・システムを創造するような、文理融合領域、学際領域、新領域
- ③将来の産業構造の中核となり、経済発展に寄与するような新産業の創出に資する領域
- ④世界の学術の多様性を確保するという観点から我が国の貢献が期待される領域

4) 審査の方針

○審査にあたっては、事業の目的に照らし、「プログラムの卓越性」、「構想の実現可能性」、「プログラムの継続性及び発展性」、「実効性」等について、教育研究の観点及びマネジメントの観点から総合的に勘案すること。

○大学には申請にあたり、「人材育成上の課題を明確にすること」、「明確にされた課題の解決に向けて検証可能かつ明確な目標を、プログラムの目的に相応しい水準で自ら設定すること」、「目標達成のために申請大学全体で大学院システムをどう変革するか明確にすること」を求めること。

5) 申請者等

申請者、申請単位、実施体制、複数の組織・機関による連携・申請については、以下を求めるものとする。

○学位プログラムを申請単位とすること。なお、既存研究科等の横断や組織改組、新しい研究科等の創設、国内外の大学や企業との連携・産学共同研究

をベースとするなど、多様な構築方策のいずれの形であってもプログラムの設定は可能とする。

- 学内外の調整、実施体制の整備、申請案件の精査、プログラムの実施、成果の波及、プログラムの継続性・発展性の確保等、申請するプログラム全体に対し、学長が責任を持つこと。
- プログラム担当者を明確にした上で、プログラムの実施に関する「プログラム責任者」（理事や副学長、研究科長等が望ましい）、及びプログラムの企画運営を総括する国際的に卓越した「プログラムコーディネーター」を置き、責任を持ってプログラムを実施（学生の研究指導、学位審査等の質保証、履修やキャリア形成等の学生支援等）する体制を構築すること。
- 複数の組織・機関が連携する申請を行う場合は、企業・大学等内の部局及び各主体の壁を越えた「組織」対「組織」の関係の下での連携体制を構築することとし、申請大学と連携機関等の中でプログラムの理念を共有した上で適切な連携方法を協定等によって定めるとともに、連携機関等の者を必ずプログラム担当者に含めること。この場合は、中心となる大学を決定し、その大学が申請を行う形をとることとし、申請時に申請大学と連携機関等の中で連携に関する意思決定がなされていることを確認できること。
- 連合大学院又は共同教育課程による申請（これらを設置しようとする構想による申請を含む）の場合は、申請は構成大学の各学長の連名によるものとし、構成大学に所属する者を必ずプログラム担当者に含めること。

6) 事業規模

- 申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、事業期間終了後におけるプログラムに関わる人材育成の継続を見据えたものとして、事業期間（最大10年間を想定）における適切な規模の所要経費を算出すること。
- 平成30年度公募の本事業の学生受け入れについては、遅くとも平成31年4月には開始すること（秋入学等により一部の学生を年度途中で受け入れることも可とする）。

3. 審査方法等

- 競争的環境の下で公募・選定を行うこと。
- 卓越した博士課程教育プログラムに関する知見を持つ有識者により構成される審査委員会を設けること。
- 審査は、書面審査及び面接審査の二段階審査とすること。
- 面接審査においては、学長その他申請内容に関して責任を持つ者が対応す

ること。

4. 申請内容・方法等

1) 申請内容等

○申請者は、調書を作成し文部科学大臣宛に提出することによりプログラムを提案すること。

○各大学の構想の根幹となる事項については「全般的事項」((1) 参照)として必ず記載することを求め、それ以外の「個別記載事項」((2) 参照)の内容はあくまで参考であり全てを記載する必要はなく、申請者の掲げる構想に応じて、「全般的事項」を具体的に説明する観点から、記載の必要性と内容を検討するものであること。

(1) 全般的事項 (必須記載事項とするもの)

- ・国内外の優秀な学生を、高度な「知のプロフェッショナル」、すなわち、俯瞰力及び独創力並びに高度な専門性を備え、それぞれのセクターを牽引する卓越した博士人材へと育成するため、国際的に通用する博士課程前期・後期一貫した質の保証された学位プログラムを構築・展開する取組内容(前頁「2. 事業の概要」「4) 審査の方針」に掲げる内容を含む)
- ・「最も重視する領域」を中心に、申請プログラムが国際的な観点から見て有している特色、卓越性、優位性に関する説明
- ・学長を中心として構築される責任あるマネジメント体制の内容、大学全体の中長期的な改革構想の中での当該申請の戦略的な位置付け、高度な「知のプロフェッショナル」を輩出する仕組みの継続性の担保と発展性の見込みに関する説明

(2) 個別記載事項 (例示として示すもの)

○マネジメントに関する事項

<プログラム>

- ・学内でのプログラムに対する理解及び学内の協力体制
- ・申請大学と連携機関等との間でのプログラムに関する理念(養成する人材像、3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)等)の共有に関する取組内容
- ・学生に対する適切かつ柔軟で継続性が見込める経済的支援の内容
- ・学位プログラムの継続・発展のための多様な学内外の資金の確保・活用方策

<大学全般>

- ・プログラム実施による学内への波及効果
- ・プログラムの実効性の確保のための外部評価体制、P D C Aサイクルの確立等によるプログラムの検証・改善の仕組み

○教育・研究に関する事項

- ・育成する人材が解決に寄与することが期待される社会的課題に関する説明
- ・特に優れた学生を育成し、申請大学等や我が国全体の大学院改革を牽引する観点から、特筆すべき教育プログラムの質保証や教育研究指導等の体制構築に関する取組内容
- ・学生に独創的な研究を計画、実践させるための工夫
- ・優秀な教員の結集や若手教員を活用する観点から特筆すべき取組内容
- ・プログラム担当者の国際的水準から見た教育研究実績
- ・修了者の適切なキャリアパスの構築も見据えた人材の育成・交流及び新たな共同研究の創出等が持続的に展開される環境構築のための取組内容
- ・プログラム内容に応じた連携機関等との連携に関する内容
- ・国内外から優秀な学生を獲得するための工夫（アドミッション体制の整備や学生のリクルート等）
- ・社会人の博士号取得を促進する観点からの工夫
- ・プログラムの履修にあたって学生に過度な負担が生じないような配慮の内容

○その他の事項

- ・各大学のこれまでの取組（博士課程教育リーディングプログラム、卓越した大学院拠点形成支援補助金、グローバル COE、21 世紀 COE 等の教育改革支援事業、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）、センター・オブ・イノベーション（COI）・プログラム等の研究支援事業、その他大学の独自の取組等を含む）との連携や成果の活用方策
- ・産学共同研究における研究推進体制や知財マネジメント等についての組織間での合意（又は合意に向けた協議）の状況

2) 申請資格

- 大学として外部評価や運営その他に関し、極めて低い評価を受けている場合は申請できないこと。
- その他既存事業等の公募を参考として定められた申請資格を持たない場合

は申請できないこと。

3) 申請書類

申請書類については、これまでの記述を踏まえ、適切に定められた様式に大学自らの構想を過不足なく記述すること。

5. その他留意事項

(取組の評価にかかる留意事項)

○本事業の取組の評価については、有識者により構成される委員会において、個々のプログラムごとに事業進捗状況等について毎年フォローアップを行い、各大学が設定した目標の達成状況その他の進捗状況を把握すること。また、4年目及び7年目のように、適切な時期に中間評価を実施するとともに、終了年度において最終評価を実施すること。

(その他の留意事項)

○事業期間終了後10年目までの間は、大学においてプログラム修了者の追跡調査を実施し、毎年度文部科学省に対し報告すること。

○プログラムにおいて学生等が学外で活動する場合、特に海外に渡航・滞在する場合には、昨今の海外情勢等を踏まえて安全確保に十分配慮すること。

(別紙 1)

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会規程

平成 29 年 6 月 15 日 独立行政法人日本学術振興会規程第 31 号

(目的)

第 1 条 この規程は、卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委託事業実施要項（平成 29 年 4 月 24 日 文部科学省 高等教育局長 裁定）に基づき、卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、独立行政法人日本学術振興会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 「卓越大学院プログラム（仮称）」構想に関する事項
- 二 「卓越大学院プログラム（仮称）」の公募・審査等の在り方に関する事項
- 三 その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、大学の教員及び学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、その欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(守秘義務等)

第 5 条 委員は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならない。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 独立行政法人日本学術振興会の信用を傷つける行為。
- 二 職務上知り得た秘密を漏らす行為。その職を退いた後も同様とする。
- 三 独立行政法人日本学術振興会の秩序及び規律をみだす行為。

3 理事長は、委員が第 1 項又は第 2 項の規定に違反した場合、その他委員たるに相応しくないものと認めたときは、当該委員の委嘱を解くことができる。

(委員長及び委員長代理)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長の指名により、委員長代理を置くことができる。委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会において必要と認める場合には、委員以外の学識経験のある者に意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係課の協力を得て、人材育成事業部大学連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(別紙2)

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会 委員名簿

平成29年8月3日現在

(委員) 12名

- ◎有 信 睦 弘 国立研究開発法人理化学研究所 理事
射 場 英 紀 トヨタ自動車株式会社 電池材料技術・研究部 部長
沖 大 幹 東京大学生産技術研究所 人間・社会系部門 教授
加 納 敏 行 日本電気株式会社 中央研究所 主席技術主幹
川 端 和 重 北海道大学 大学院先端生命科学研究院 教授
酒 井 啓 子 千葉大学 グローバル関係融合研究センター センター長、
大学院社会科学研究院 教授
迫 田 雷 蔵 株式会社日立総合経営研修所 代表取締役 取締役社長
橘・フクシマ・咲江 G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長
林 隆 之 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
早 野 龍 五 東京大学 名誉教授
日 野 伸 一 九州大学 大学院工学研究院 教授・副学長
細 田 衛 士 慶應義塾大学 経済学部 教授

(オブザーバー) 1名

- 家 泰 弘 独立行政法人日本学術振興会 理事

計13名（五十音順 敬称略）

◎印は、委員長を示す

(別紙3)

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会における審議経過

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会（第1回）

日時：平成29年 8月 3日（木）

- 議題：（1）委員会の審議内容等の取扱いについて
（2）委員長の選出について
（3）公募にかかる論点整理について

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会（第2回）

日時：平成29年 8月30日（水）

- 議題：（1）公募にかかる論点整理について

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会（第3回）

日時：平成29年 9月14日（木）

- 議題：（1）公募にかかる論点整理について
（2）中間報告について
（3）実地調査について

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会 実地調査

実地調査先大学・実施日：

筑波大学	平成29年11月 6日（月）
東北大学	平成29年11月 6日（月）
山形大学	平成29年11月 7日（火）
東京工業大学	平成29年11月10日（金）
慶應義塾大学	平成29年11月14日（火）
大阪大学	平成29年11月17日（金）
京都大学	平成29年11月20日（月）
東京大学	平成29年11月21日（火）

内容：・中間報告の概要説明

- ・大学からの実地調査における事前質問事項への回答
- ・委員会からの実地調査における事前質問事項への回答
- ・意見交換

卓越大学院プログラム（仮称）構想推進委員会（第4回）

日時：平成29年12月 5日（火）

- 議題：（1）実地調査について
（2）最終報告について

「卓越大学院（仮称）」構想に関する 基本的な考え方について

平成28年4月

卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議

目 次

I	はじめに	1
II	卓越大学院（仮称）の背景と必要性	2
III	卓越大学院（仮称）の目的と対象領域等	4
IV	卓越大学院（仮称）に期待される取組	7
V	卓越大学院（仮称）の開始時期と審査等	13

<参考資料>

○	卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議について	15
○	「卓越大学院（仮称）」に関する審議経過	17

I はじめに ～検討の経緯～

- 平成 27 年 9 月、中央教育審議会大学分科会は、審議まとめ『未来を牽引する大学院教育改革 ～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～』（以下「27 年大学院審議まとめ」という。）において、新たな知の創造と活用を主導する高度な「知のプロフェッショナル」の育成のため、「卓越大学院（仮称）」を形成することが必要であると提言した。

27 年大学院審議まとめにおいては、各大学が、平成 28 年度以降に他の機関との連携による構想作りの検討の準備を開始できるよう、産学官による検討会の場を設けて「卓越大学院（仮称）」の仕組みを検討することが求められている。
- この提言を受けて設置された本有識者会議では、27 年大学院審議まとめを踏まえつつ、あらためて「卓越大学院（仮称）」の背景・目的、領域の設定の考え方、期待される取組などについて審議を行った。

本「基本的な考え方」は、27 年大学院審議まとめの提言内容を基礎として引用しつつ、有識者会議での審議を、各大学院での構想作りの検討に資するよう、より分かりやすく考え方をとりまとめたものである。
- 大学院教育の改革は、各大学院が自らのイニシアティブにより、大学院生達が活躍する未来を見据えて、自主的・自律的に取り組むべきものであることは言うまでもない。

世界と伍することのできる水準にある我が国の大学院には、新たな知のフロンティアを切り拓くポテンシャルを有した優れた人材が大勢いる。各大学院は今こそ、その英知を結集して、連携先となる機関とも緊密な協議を重ねながら、国際的に競争力ある、学生にとって魅力ある卓越した大学院教育の構築に向けた検討を進めていただきたい。
- 大学院の教育改革は、大学院からの内発的なものであればあるほど、国からの重点支援が終了した後の定着・発展が期待できる。

本「基本的な考え方」は、今後、各大学院において検討される各大学院の特色を生かした独自の構想作りに期待するというスタンスに立ってとりまとめている。このため、申請に当たり必須として求める要件はなるべく少なくし、その他の点については参考として示すにとどめている。

各大学院においては、それぞれの自由な発想を生かして、平成 28 年度から「卓越大学院（仮称）」構想の本格的な検討を進めていただきたい。

Ⅱ 卓越大学院（仮称）の背景と必要性

- 27年大学院審議まとめでは、近年、優秀な日本人の若者が博士課程に進学しない「博士離れ」の状況は、我が国の知的創造力を将来にわたって低下させ、学術や科学技術イノベーションを含めた国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない深刻な事態であるとの警鐘を鳴らしている。「博士離れ」の大きな要因であるキャリアパスの不安定さかつ不透明さという問題に対応するため、27年大学院審議まとめでは、産業界や公的研究機関等が参画した教育が効果的であり、その一例として、産学共同研究の場に大学院生が研究者として参加する取組等が期待されることが示されている。
- その上で、卓越大学院（仮称）の形成に関し、以下のように提言されている。

- 大学院重点化等による量的拡大を経て、40代以下の世代において修士・博士人材が比較的多く育成されている。また、大学における研究環境についてもこれまでの振興策により一定の改善が図られ、世界的な競争力を有する研究分野も増えてきており、学術研究に対する評価は依然高い。しかし、ここ数年、若干明るい兆しがみられるものの、経済成長が低迷する中で、世界における我が国のプレゼンスは揺らいでいる。
- 今後我が国が豊かさを維持し成長していくためには、グローバル化とともに加速して進む世界の産業構造をしっかりと捉え¹、将来の新たな基幹産業を我が国が主導して創出することが求められている。新たな基幹産業の創出には、その源となる知や技術を生み出すとともに、それらを社会的価値につなげていく人の力が不可欠である。
- このため、23年大学院答申で提言した環境・エネルギー等の世界的課題を解決するグローバルリーダーの育成に加え、今後はさらに、世界の学術を牽引する卓越した研究者や、知を社会に実装することを主導する起業家等も含めた高度な「知のプロフェッショナル」の育成を進めることが必要である。
- これまでの政策によって蓄積された人材や研究の強みをまだ生かせる今こそ、我が国の未来の社会を支えるフロンティアを形成し、大学院の国際的な競争力を強化することが急務であり、そのための博士人材育成の場として「卓越大学院（仮称）」の形成を提言する。

¹ 世界の産業構造の変化を捉えることのみならず、広く社会・経済の変化を捉えることも重要と考えられる。

- さらに、行政・産業界を含め広く社会に複雑で簡単には解けない難問が山積する中、大学院教育には、社会の様々な機関と協働して難問の解決に取り組み、ソーシャル・イノベーションを生み出し新しい社会を創造できる人材を育成することも期待されている。
- 他方、我が国では、人文・社会科学系の修士号・博士号取得者が国際的に見ても極めて少なく、人文・社会科学分野で培われた知識や洞察力を将来の価値創造や現実社会の問題解決に生かしていくことが課題となっているとの指摘や、要素技術の開発段階では優位でも市場化等の段階になると弱いとの指摘がある。
- また、我が国の大学には、同じ研究領域・分野・テーマに取り組む大学教員が、各大学院・研究機関等に点在しており、その各研究室に大学院生が所属して研究指導を受けている。これらの大学教員や大学院生が機関等の枠を超えて連携して質の高い博士課程における教育研究を実施する試みが進めば、我が国の大学院教育の競争力の向上が見込まれるとの指摘もある。
- 大学院重点化により大学院生数が増加したため、研究大学では教員1人当たりの大学院生数が増加している。この結果、大学院重点化前と比較すると、優秀な大学院生に対する研究指導の密度が手薄になっているのではないかと指摘がある。研究大学では、我が国の将来を牽引する優秀な大学院生に、より密な研究指導等を行い、優先的かつ重点的にその能力を高め活かしていくことが重要な課題となっている。
- 今後、我が国の若手の人口が急速に減少していくことを考えると、我が国の国力や社会の活力のためには、日本人の若者のみならず、アジアも含めて世界から優秀な若い頭脳を惹きつけることも重要であり、そのためにも国際競争力ある大学院づくりが急務である。
- 「卓越大学院（仮称）」においては、27年大学院審議まとめで示された考え方をもとに、さらに上記のような大学院教育への期待や現状の課題も踏まえつつ、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値の創造と社会的な課題の解決に貢献する博士の育成を目指すべきである。

Ⅲ 卓越大学院（仮称）の目的と対象領域等

1. 目的と基本的な枠組み

- 「卓越大学院（仮称）」は、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーション²をもたらすことができる博士人材（高度な『知のプロフェッショナル』）を育成することを目的とする。

このような博士人材を育成するための手段として、「卓越大学院（仮称）」においては、国内外から優秀な若い頭脳を集め、世界最高水準の教育力・研究力を備え、複数の大学、大学共同利用機関、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等との連携を組織的に進めることを求めるものとする。また、その他の博士人材育成の手段として、国内外の優れた人材が交流し、共同研究のハブとなることも期待される。

- 複数の大学、大学共同利用機関、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等との連携の形については、各大学院がそれぞれの「卓越大学院（仮称）」構想の内容に応じて最適な連携先機関を定め、養成したい人材像や連携機関の実情に応じた適切な連携方法によって自由に構想作りができるよう、多様な方式を認めることが適切である。

このため、申請要件には、例えば「共同専攻の設置」等の特定の連携枠組みを必須として求めることはしない方が望ましい。

（支援方法と申請対象）

- 国は、設置主体を問わず競争的な環境の下で、「卓越大学院（仮称）」の形成に重点的な支援を行うことが必要である。

- このため、「卓越大学院（仮称）」事業では、国公私立の大学が申請できるもの（1大学から複数の大学院教育プログラムを申請することも可能）とし、競争的な審査を経て支援先を決定する方式を採用することが必要である。

各大学院の申請に当たっては、国からの支援が終了した後も「卓越大学院（仮称）」の取組が持続することを促進するため、

- ・ 申請主体は大学とすること

² 科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新（科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定））

- ・ 大学本部のコミットメントを求めること
- ・ 国内外の企業、研究機関や自治体などから、多様な外部資金を積極的に獲得するための方策等も含め、定着化に向けた計画の策定を求め、当該計画の実現性を審査することが必要である。

2. 博士人材育成の場としての対象領域

- 「卓越大学院（仮称）」の公募に当たっては、博士人材を育成する場として、以下の①～④の4つの領域を設定する。

公募に当たっては、各領域が密接に関連していることから、複数領域に該当する構想が申請されることも想定され、また、基礎研究領域と応用研究領域が交わること等によって新たな知・価値の創造につながることも考えられるため、①～④の複数領域に該当する申請も可能とすることが望ましい。

このため、申請大学に、以下①～④の領域の中から、例えば「最も重視する領域」と「該当する領域」を自由に選択して申請書に明記してもらうなど、文部科学省において、領域横断的な審査も可能となる仕組みを検討することが期待される。

- ① 我が国が国際的な優位性と卓越性を示している研究分野
- ② 社会において多様な価値・システムを創造するような、文理融合領域、学際領域、新領域
- ③ 将来の産業構造の中核となり、経済発展に寄与するような新産業の創出に資する領域
- ④ 世界の学術の多様性を確保するという観点から我が国の貢献が期待される領域

- なお、以下のような点が懸念されるため、上記の4領域の下には、個別の分野の設定・例示はしない方が適切である。

- ・ 公募の段階で個別分野を設定又は例示すると、各大学院が今後検討する構想がその枠や分野にはまるように狭まってしまい、新しい知や価値を創造できる博士人材の育成につながらないおそれがあること。
- ・ 「卓越大学院（仮称）」に求められているのは、10～25年後を見据えて、現時点では予測できない未知の知やフロンティアを形成できる、問題発見・提起力等を備え戦略立案・実行力のある博士人材の育成である

こと。

- ・国が、将来の我が国を支える新基幹産業や研究の未来を予測し、博士レベルの高度な人材需要を推計することは極めて困難であること。

- 各大学院において領域を構想するに当たっては、人文・社会科学分野で培われてきた知識や洞察力が、将来の価値創造や未来のビジョンを描く上での主軸となっていくことも期待される。

3. 事業期間

- 国からの支援期間は、以下の点などに鑑み、10年間とすることが望ましい。
 - ・例えば米国の大学院では博士号取得に要する平均期間は7年であるように、博士人材の育成には一定の期間を要するものであり、事業の成果が見えるまで時間を要すること。
 - ・社会での博士の需要が増え進学者が増えるというサイクルが生み出され、育成した人材のフォロー結果を取組の改善に生かしていく事業の効果が確かめられるようになるまでにはかなりの期間を要するため、取組を一定期間継続する必要があること。

IV 卓越大学院（仮称）に期待される取組

1. 教育力の観点から期待される取組

（修士・博士一貫した体系的な教育課程）

- 卓越大学院（仮称）では、修士・博士5年一貫の体系的な教育課程を編成して、高度な研究を通じ、組織的な教育を実施する。また、連携先との間で、どのような博士を育成するのか等の人材像を組織として共有し、「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）³、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）⁴及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）⁵に関して共通理解を得ておくことが重要である。

さらに、教育課程の編成に当たっては、博士課程教育リーディングプログラムにおいて整備され成果を上げつつある、修士・博士一貫の教育課程の取組を活用することが考えられる。博士課程教育リーディングプログラムに採択されていない大学院が申請する場合も、27年大学院審議まとめの提言⁶を踏まえ、このような既存の研究科・専攻その他部局の枠を超えて広範かつ一貫した教育課程を構築することが求められる。

（柔軟なプログラム）

- 既存の研究科その他部局を超えて分野を横断したプログラム、さらには機関の枠を超えたプログラムの設定も可能とする。

各大学院の実情に応じて、

- ① 既存の研究科・専攻等の下に、学生の履修上の区分として横断的なプログラムを設定する方式⁷（この場合、プログラム参加学生は、既存の研究科・専攻に籍を有するため、プログラムとしては厳密な定員設

³ 各大学院、研究科・専攻等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に修了を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針

⁴ 学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学生の学修の成果及び学位論文等をどのように評価するのかを定める基本的な方針

⁵ 各大学院、研究科・専攻等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学修成果等を示すもの。

⁶ 27年大学院審議まとめでは、「博士課程を置く大学院においては、この（注：博士課程教育リーディングプログラム）のような既存の研究科・専攻の枠を超えて広範かつ一貫した教育課程が普及していくことが望ましい」と提言している。

⁷ この場合、既存の研究科等が定めている博士課程の修了要件の中に、横断的なプログラムの履修を単位等として組み入れる形も考えられる。

定は行わないことが可能)

- ② 新しい研究科・専攻等を創設する方式
のどちらでも申請できるようにすることが望ましい。

(質保証のための QE/FE)

- 我が国の博士号に対する国際的な信用性を確保するため、卓越大学院(仮称)では優秀な学生を対象とするとともに、論文研究基礎力審査制度⁸(Qualifying Examination : QE)や博士の学位授与の審査(Final Examination : FE)を通じて、日本人学生、社会人学生、外国人留学生を問わず学生には、厳密な質保証を行うことが求められる。

2. 優秀な大学院生・教員等を結集する観点から期待される取組

(1) 優秀な大学院生の結集のために期待される取組

(学生に対する経済的支援の充実)

- 「卓越大学院(仮称)」では、国内外から優秀な若い頭脳を結集して、多様な環境の下で切磋琢磨することを通じて、優秀な博士人材を育成することが求められる。今、米国をはじめ世界のトップクラスの大学院は、優秀な若者を世界から獲得するために、生活費相当の経済的支援などの魅力ある条件を提示しており、「卓越大学院(仮称)」はこのような人材獲得競争の中に置かれることとなる。

このため、「卓越大学院(仮称)」は、博士課程学生の中でトップクラスの優秀な学生を対象とするとともに、ここで選ばれた優秀な学生に対しては、生活費相当額の経済的支援を行うことが必要である。

さらに、文部科学省においては、各大学が、補助終了後も安定的に運用できるような学生支援経費の在り方について検討することが期待される。

(支援方法の柔軟化と学生にとって魅力ある教育研究環境)

- 学生に対し経済的支援を行う期間については、例えば挑戦的な研究テーマに取り組もうとする優秀な学生に限り5年にとらわれずに支援の対象とするなど、各大学院の判断で柔軟な運用を可能とすることが望ましい。

また、学生が主体的に魅力ある研究に取り組むことができる研究環境や

⁸ 博士課程教育において、学生が本格的に博士論文作成に関する研究を行う前に、当該研究を主体的に行うために必要な知識や能力を取得しているかどうかを包括的に審査する仕組み。

海外派遣・留学の機会を整備することも期待される。

(共同研究を行う場合の学生への支援)

- 民間企業・公的研究機関等との共同研究の場を活用して博士課程教育を行う場合は、その共同研究経費の中に、研究に参加する博士課程（前期・後期）学生を大学がRA（リサーチ・アシスタント）として雇用する経費を計上することが求められる。

(国内外から優秀な学生や社会人を獲得するための工夫)

- 世界的な頭脳獲得競争に勝ち、国内外から優秀な学生や社会人を獲得していくため、我が国の大学院へ進学するインセンティブとなる取組が不可欠である。このため、必要に応じて、例えば、次のような事項に取り組むことも考えられる。
 - ・国内外から優秀な社会人・外国人留学生を獲得するためのアドミッション体制を整備する
 - ・優秀な学生を対象に、早期卒業の特例制度や飛び入学制度を活用する
 - ・連携先の企業から採用希望のある学生の場合、例えば、企業が学生を早期に採用し、その後で博士号取得を目指すことができるといった工夫を連携先企業との間で検討する

(優秀な社会人の博士号取得の促進)

- 博士課程や修士課程に進学せずに、民間企業へ就職した若者の高い能力や専門性を活かしていくことが重要である。社会人への博士号取得を促進するため、
 - ・大学院においては、優秀な社会人を対象に、大学院設置基準において認められている特例である、早期修了の特例制度⁹や勤務先の事情に配慮した長期履修制度¹⁰を整備する
 - ・企業においても、社員に対して、一定期間、博士号取得を目的とした大学院派遣を奨励するなどの様々な工夫を講ずることが求められる。

⁹ 大学院設置基準第17条第1項

¹⁰ 大学院設置基準第15条で準用する大学設置基準第30条の2

(2) 優秀な若手教員の結集のために期待される取組

(国内外の研究機関、企業等との教員・研究者の交流促進)

- 「卓越大学院（仮称）」では、国内外の研究機関や産学官の枠を超えて、世界最高水準の教育研究指導を促進する観点から、クロスアポイントメント制度の活用等により優秀な大学教員や研究者の人事交流を実施することが期待される。

このうち、大学と企業との間の人事交流について、企業から大学への派遣に比べて、大学から企業への若手教員の派遣は少ないとの現状が指摘される一方で、本有識者会議では、若手教員の受け入れに積極的に取り組んでいる企業の例も報告された。

このため、産学が連携する卓越大学院（仮称）構想を検討する場合には、企業側には、より一層積極的な若手教員の受入れへの協力を望みたい。また、大学側が必要に応じ、企業へ派遣される若手教員へのインセンティブ付与等の工夫を検討することも期待される。

(優秀な若手教員獲得のための工夫)

- 世界中で高度人材の獲得競争が激化する中で、優秀な若手教員を結集していくためには、魅力ある研究環境や処遇が重要となる。

各大学院においては、平成 28 年度より運用が開始される「卓越研究員制度」¹¹を活用するなど、優秀な若手教員にとって魅力ある研究環境や処遇を整備することが期待される。

3. 人材育成の場として研究の観点から期待される事項

- 高度な研究を通じて博士人材を育成する「卓越大学院（仮称）」は、世界水準の卓越した研究力を備え、研究力で世界や社会を牽引する卓越した大学院を対象とすることが望ましい。その際、国内外の大学・研究機関との連携や科学技術・学術政策における事業との連携も想定される。なお、研究力の審査に当たっては、論文関係の数値だけに頼り安易にこれらの定量的な数値を上げること自体が目的化しないように配慮することが求められる¹²。

¹¹ 新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、安定かつ自立して研究を推進できる環境を実現するため、「卓越研究員」として若手研究者を雇用する研究機関に対して研究費等を支援する文部科学省の事業。「卓越研究員」の受け入れ対象となる機関は、大学、国立研究開発法人及び民間企業等。

¹² 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」では、「論文発表数や論文被引用度

(産学共同研究の場を活用した博士課程教育を行う場合の留意点)

- 大学における高度な研究力や分野・組織横断の学問連携等を前提に、産学相互の信頼関係に基づき、国内外の企業等からの投資や人の交流を呼び込み、一人前の研究者として対等な立場で学生が参加する産学共同研究をベースとする学位プログラムなども考えられる。また、産学共同研究を活用し、修士号を有する優秀な社会人の博士号取得を促進することも期待される。

このような産学共同研究の場を活用した博士人材の育成を通じ、企業が個々の学生の能力を見極める過程を経た上で、企業における博士人材の採用や活用が促進されることが期待できる。

- 学生が産学共同研究に参加する場合には、本事業の目的が博士人材の育成であることにも鑑み、学生が論文発表等を行うことができ、企業にとっても成果の公開・共有が可能な研究領域（非競争領域）と、企業にとって機密性の高い情報を多く含む研究領域（競争領域）を設定することが望ましい。このため、「卓越大学院（仮称）」事業としては、あらかじめ、大学と共同研究の相手となる企業との間で、対象となる共同研究の範囲を線引きした上で、営業秘密や職務発明等の問題が事後に生じないように、非競争領域又は競争領域の性質に応じ、組織的な合意を得ておくことが望ましい。

- また、本有識者会議では、産業界から、「卓越大学院（仮称）」への期待の声や資金及び人的側面での協力の姿勢が示された。その上で、本有識者会議では、博士人材の場として産学共同研究を活用する場合、人文・社会科学系も含め多くの研究領域の教員と連携できる場を求める声、「組織」対「組織」の関係の下で交渉を行って、大学側から本格的な共同研究の提案・対応をしてほしいとの要望が出されている。

このため、産学共同研究をベースとした博士人材育成を内容とする「卓越大学院（仮称）」構想を検討する場合には、連携先企業と組織的な協議が行えるよう、大学本部等によるサポートが行われることが期待される。

また、産業界においては、大学側の費用の見える化を推進することを前提に、積極的な投資を期待する。さらに、大学が組織として対応できるよう、企業から出資される共同研究費等の中に間接経費を必要経費として含

は客観的・定量的な評価指標であり得るが、論文関係の数値だけに頼り安易にこれらの数値を上げること自体が目的化しないように配慮する。」旨の方針が示されている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/main11_a4.htm

めることも期待される¹³。

文部科学省においても、大学本部等の支援体制の整備や連携機関同士の調整機能を担う部署への支援も可能となるような配慮が行われることを期待したい。

¹³ 「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」（文部科学省 イノベーション実現のための財源多様化検討会の報告 平成 27 年 12 月 28 日）の 9・10 ページ目参照

V 卓越大学院（仮称）の開始時期と審査等

（構想検討時間の必要性）

- 「卓越大学院（仮称）」は、既存の研究科・専攻が単独で申請できるものではなく、申請を行うに当たっては、学内調整とともに、国内外の連携先機関と信頼関係を築いた上で協議を行うことが必要となる。

各大学院では、「卓越大学院（仮称）」構想を練り上げるまでに、連携先機関との間で、育成すべき人材像をどう考えるのかについて検討・調整・認識の共有を行うことから始まり、どのような教育課程を編成し、学生の研究指導体制をどう構築するのか、連携先機関との人事交流をどう設計し実施するのか等、費用負担の在り方、研究推進体制の整備、知財マネジメント等の事前協議に至るまで広範な検討を組織的に進めていく必要がある。以上のような多くの調整事項に関し、各大学院は、多数の連携先との組織的な交渉に相当な時間と労力を要することが予想され、学内調整や連携先機関との調整の過程で生ずる様々な障壁を乗り越えていかねばならないであろう。
- また、「卓越大学院（仮称）」は、各大学院の内発的な改革案に基づくものであることが重要であり、国が事前に枠組みや必須条件を詳細に決めて、その要件を満たすようにして申請するという性格の事業ではなく、各大学院が独自にその構想を練り上げることを重視する性格の事業である。
- したがって、各大学院が、それぞれの「卓越大学院（仮称）」構想を独自に検討し、学内調整の上で、連携先機関と膝をつきあわせて密な協議を行うためには、十分な時間を要すると考えられる。

このため、文部科学省においては、事業の開始前に、各大学院において十分な検討を行うことができるようにすることが求められる。
- また、各大学院における「卓越大学院（仮称）」の実施は容易なものではなく、目的の達成の過程には高いハードルが予想されることや、国からの支援終了後の継続性を見極める必要性などを考慮すれば、支援先を決定するための審査は、慎重かつ時間をかけて丁寧に行うことが重要と考えられる。

以上を踏まえ、文部科学省には、事業支援の本格的な開始時期は平成 30 年度からとする方向で、公募・審査・評価等の仕組みなど、支援の枠組みの検討を進めていくことを求めたい。

- なお、審査・評価の詳細は、実際に公募審査・評価を実施する前に「プログラム委員会（仮称）」を設置し、十分な検討を行うことになるが、その際には、以下の点もあわせて留意されることが望ましい。
 - ・教育力・研究力に関する審査基準を検討するに当たっては、「卓越大学院（仮称）」の目的に照らして相応しい基準となるよう、分野の特性に配慮しつつ、数値を上げることが目的化しないよう、数値のみならず、潜在的な教育力・研究力を質的に示す実績等を定性的にも評価できるよう配慮すること。
 - ・審査に当たっては、領域の特性に配慮しつつ、「卓越大学院（仮称）」事業期間又は事業終了後も通じて、産業界、研究機関、海外の機関・企業等も含め、国内外の連携先機関等から多様な外部資金を獲得する取組について評価することが考えられること。
 - ・これまでの取組の成果の活用を促すため、「卓越大学院（仮称）」の審査の際に、博士課程教育リーディングプログラム、グローバルCOE、21世紀COE等に採択されたことのある大学院の申請に関しては、これらの事業の評価結果及び成果の活用状況を参考とすること。
 - ・事業の目的が十分達成できるよう、各大学院に対して適切な助言を行うため、適切な時期に中間評価及び事後評価を行うことが適切であること。
 - ・評価の体制としては、日常的な進捗状況の把握や助言等の実務を行う教育研究等の経歴を有する「プログラムオフィサー（PO）」の配置等を検討すること。

（事業名について）

- 「卓越大学院（仮称）」の名称については、文部科学省において、今後予算事業として形とする際に、正式名称を決定することを期待する。その検討に当たっては、本事業は、卓越した博士人材を育成する教育プログラムである点や他機関と協働して実施される点など、事業の特徴を踏まえて名称を工夫することが期待される。

卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議について

〔平成28年2月1日
高等教育局長決定〕

1. 趣旨

中央教育審議会大学分科会審議まとめ「未来を牽引する大学院教育改革 ～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～」(平成27年9月15日)を踏まえ、「卓越大学院（仮称）」の構想を具体化するため、産学の有識者による検討を行う。

2. 検討事項

「卓越大学院（仮称）」の対象となる領域・分野の設定や複数の機関が連携する仕組みなど、「卓越大学院（仮称）」構想に求められる事項について

3. 構成員

(1) 本会議は、別紙の者により構成するものとする。

(2) 本会議には、必要に応じて、構成員以外の者を参画させることができるものとする。

4. 実施期間

平成28年2月1日から平成28年6月30日までとする。

5. その他

本会議に関する庶務は、関係局課の協力を得つつ、高等教育局大学振興課大学改革推進室において処理する。

卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議 委員

- 主査 有信 睦弘 国立研究開発法人理化学研究所 理事、
東京大学 監事
- 五十嵐仁一 J X エネルギー株式会社 常務執行役員
- 梶原 将 東京工業大学 大学院生命理工学研究科 教授、学長補佐
- 加納 敏行 日本電気株式会社 中央研究所 主席技術主幹
- 川端 和重 北海道大学 理事・副学長
- 小関 敏彦 東京大学 大学執行役・副学長
- 小林 傳司 大阪大学 理事・副学長
- 島崎 豊 丸紅株式会社 参与 秘書部長 兼 広報部長
- 永里 善彦 株式会社旭リサーチセンター 常任顧問
- 沼上 幹 一橋大学 理事・副学長
- 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士
- 藤巻 朗 名古屋大学 副理事、工学研究科 教授
- 本間 敬之 早稲田大学 理工学術院 教授、教務部 副部長
- 村瀬 賢芳 新日鐵住金株式会社 技術開発本部人事室長

(五十音順 敬称略)

審 議 経 過

○ 中央教育審議会

平成27年 2月 5日(木) 大学院部会(第73回)

議題：大学院教育の在り方について

- 「卓越大学院(仮称)」について

平成27年 4月 6日(月) 大学院部会(第74回)

議題：(1) 部会長の選任等について

(2) 大学院部会の運営について

(3) 大学院教育の在り方について

- 第7期に指摘された論点を踏まえた審議

- 「卓越大学院(仮称)」について

- 【報告】・平成25年度大学院活動状況調査結果(速報値)

・「博士課程教育リーディングプログラム」

平成23年度採択プログラム中間評価結果

平成27年 5月13日(水) 大学院部会(第75回)

議題：大学院教育の在り方について

- 審議のまとめに向けた素案(たたき台)の審議

- 「卓越大学院(仮称)」について

- 【報告】・平成25年度大学院活動状況調査結果(確報値)

・「グローバルCOEプログラム」事後評価結果

平成27年 6月 9日(火) 大学院部会(第76回)

議題：大学院教育の在り方について

- 審議まとめ(素案：たたき台)の審議

平成27年 7月 2日(木) 大学院部会(第77回)

議題：大学院教育の在り方について

- 審議まとめ(素案)の審議

平成27年 7月 8日(木) 大学分科会(第123回)

- 大学院部会の審議経過について

平成27年 8月 6日(木) 総会(第100回)

- 大学院部会の審議経過について

平成27年 8月31日(月) 大学院部会(第78回)

議題：大学院教育の在り方について

○審議まとめ(案)の審議

平成27年 9月15日(火) 大学分科会(第124回)

「未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)」の決定

○ 卓越大学院(仮称)検討のための有識者会議

平成28年 2月10日(水) (第1回)

議題：(1) 卓越大学院(仮称)検討のための有識者会議の運営について

(2) 卓越大学院(仮称)構想について

○論点案の審議

平成28年 3月7日(月) (第2回)

議題：卓越大学院(仮称)構想について

○論点案の審議

平成28年 3月25日(金) (第3回)

議題：卓越大学院(仮称)構想について

○「基本的な考え方」(案)の審議

第3次大学院教育振興施策要綱

平成28年3月31日
文部科学大臣決定

第一 趣旨

「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会決定）においては、今後の大学院教育改革の基本的な方向性が示され、各大学院に求められる取組が提言されている。大学院教育改革は各大学院が自主的・自律的に取り組む事柄であるということを基本に据えつつ、文部科学省として平成28年度以降に取り組む重点施策を明示することを目的として、「第3次大学院教育振興施策要綱」を策定する。

第二 実施期間

平成28年度から平成32年度まで

第三 今後の大学院教育改革の方向性

今後の大学院教育改革の方向性として、中央教育審議会は、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会決定。以下「中教審H27『審議まとめ』」という。）の中で、平成17年の答申「新時代の大学院教育」及び平成23年の答申「グローバル化社会の大学院教育」で提言した「大学院教育の実質化」を通じて、体系的・組織的な大学院教育を推進することを基本に据えつつ、次に掲げる7つの基本的な方向性を示すとともに、「卓越大学院（仮称）」の形成を重要施策として提言した。

【7つの基本的方向性】

- 1 体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証
- 2 産学官民の連携と社会人学び直しの促進
- 3 専門職大学院の質の向上
- 4 大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化の推進
- 5 世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備
- 6 教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進
- 7 博士課程（後期）学生の処遇の改善

第四 文部科学省としての具体的な取組方策

1 体系的・組織的な大学院教育の推進

(1) 体系的な大学院教育の推進

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

各大学院において、体系的な教育を組織的に展開するため、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下「3つのポリシー」という。）を一体的に策定することが求められる。また、修士段階から狭い分野の研究に陥りがちだった大学院教育を抜本的に改革するため推進されている「博士課程教育リーディングプログラム」のように、既存の研究科・専攻の枠を超えて一貫した教育課程が普及していくことが望ましい。

【文部科学省の取組】

- ・「博士課程教育リーディングプログラム」による支援と中間評価等における助言等を通じて、専門分野の枠を超えた博士課程前期・後期5年一貫の体系的な教育の構築を促進する。
- ・3つのポリシーについての策定及び公表の状況について把握・情報提供する。
- ・大学院におけるコースワークや主専攻分野以外の科目の体系的履修、研究室ローテーションといった体系的・組織的な教育に係る取組の実施状況を把握・情報提供する。

(2) 組織的な教育・研究指導体制の確立

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

質の保証された教育・研究指導が行われるよう、大学院教育に携わる多様な教員が、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）等に関する共通理解と役割分担等への理解の上に、教育・研究指導能力を向上し続けるため、各大学において、大学院教育レベルのFD（ファカルティ・ディベロップメント）の機会の充実を図る。また、教員の教育業績・能力を適切に評価することも重要である。

【文部科学省の取組】

- ・ 大学院教育に関するFDの実施状況や、教員の教育面における業績評価や顕彰の実施状況等について把握・情報提供する。
- ・ 各国立大学法人の中期目標・中期計画に掲げる、教員の業績評価の実施に関する取組状況について、国立大学法人評価委員会による評価を行う。
- ・ 「私立大学等改革総合支援事業」を通じ、教育の観点も含めた教員の業績評価の実施を促す。
- ・ 人文・社会科学系も含めた学位授与の状況について、把握・情報提供する。
- ・ 平成29年度開始予定の新専門医制度への対応や6年制の薬学教育学士課程修了者への対応等を含めた調査研究を実施する。
- ・ 教員や学生の異分野交流を促進するようなスペースの整備を支援する。

(3) 研究倫理教育の実施と博士論文の指導・審査体制の改善

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

学生の研究倫理に関する規範意識の徹底や、我が国の大学が授与する博士号への国際的信頼性を確保するため、各大学において研究倫理教育の実施や博士論文の指導・審査体制の改善に取り組むことが急務となっている。

【文部科学省の取組】

- ・ 学生・指導教員を含めた研究者等への研究倫理教育の実施状況等について把握・情報提供するとともに、その状況に応じ各大学に対し一層の改善を促す。
- ・ 博士論文の指導・審査体制の改善状況について把握・情報提供するとともに、その状況に応じ各大学に対し一層の改善を促す。

(4) 将来大学教員となる者を対象とした教育能力養成システムの構築

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

博士号取得者の3割程度が将来的に大学教員の職に就くことが見込まれる現状に鑑み、大学院の教育では、将来教員となるための意識や実践的な教育能力を涵養する機会の充実を図ることが重要である。

【文部科学省の取組】

- ・ 博士課程（後期）学生対象の教育能力を養成するための取組（プレFD）を実施する「教育関係共同利用拠点」の充実を図る。
- ・ 大学におけるプレFDの実施状況について把握・情報提供する。

2 産学官民の連携と社会人学び直しの促進

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

社会の急速な変化に対応しつつ、学生を多様なキャリアパスに導く大学院教育を推進するため、産学官民の連携による教育プログラムの開発・実施等に取り組むことが期待される。国においては、社会人の学び直しを促進するため、プログラムを認定し奨励する仕組みを構築する。

【文部科学省の取組】

- ・「博士課程教育リーディングプログラム」による支援と中間評価等における助言等を通じ、産学官の連携によるカリキュラムの開発・実施、中長期的なインターンシップの実施、講師等の招聘など、各大学院の取組を促進する。
- ・「グローバルアントレプレナー育成促進事業（EDGEプログラム）」等を通じ、海外機関や企業等と連携し、起業に挑戦する人材等を育成するプログラムの実施を支援する。
- ・産学官連携活動における、学生等を通じた技術流出の防止等を含めたリスクマネジメントの仕組みのモデルを確立するとともに、その仕組みを普及させるための全国ネットワークの形成を行う。
- ・産学間の継続的な対話の場（「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」）を継続的に設ける。
- ・大学院の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム（BP¹）」として認定する²。

¹ Brush up Program for professional の略称。

² 「職業実践力育成プログラム（BP）」のうち、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けたものについては、教育訓練給付金（専門実践教育訓練）の支給対象となることから、同制度を通じた受講者への支援が行われる。

3 専門職大学院における高度専門職業人養成機能の充実

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

専門職大学院制度が創設されて10年余りが経過し、様々な課題が表面化している状況に鑑み、社会のニーズを踏まえた制度見直しを含め、高度専門職業人養成機能充実のための取組を推進する。

【文部科学省の取組】

- ・ 中央教育審議会大学分科会大学院部会 専門職大学院ワーキンググループにおいて平成28年8月末までを目途に取りまとめられる報告を踏まえ、必要な措置を講ずる。
- ・ 法科大学院については、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月法曹養成制度改革推進会議決定）に掲げられた取組を推進する。
（法科大学院集中改革期間：平成30年度まで）
- ・ 経営系専門職大学院の教育の質を担保するコア科目の改善充実とプログラムの開発を行うための調査研究を実施する。

4 大学院修了者のキャリアパスの確保と可視化の推進

(1) 大学院修了者のキャリアパスの確保

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

大学及び企業等においては、博士号取得者や人文・社会科学分野の修士号取得者をはじめとする大学院修了者が自らのキャリアについて先を見通すことが出来るよう、産業界、大学、行政機関等における多様なキャリアパスや安定的なポストの確保に資する取組が期待される。

【文部科学省の取組】

- ・「博士課程教育リーディングプログラム」による支援と中間評価等における助言等を通じ、産学官の連携により広く産学官にわたりグローバルに活躍する人材を育成するため、中長期的なインターンシップの実施、講師等の派遣など、各大学院の取組を促進する。
- ・新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、安定かつ自立して研究を推進できる環境を実現するため、「卓越研究員事業」を実施する。
- ・大学及び国立研究開発法人において、若手研究者が挑戦できる任期を付さないポストの拡充が図られるよう促す。
- ・各大学の専門的職員について、活用状況等の把握・情報提供を行う。
- ・リサーチ・アドミニストレーター（URA）の育成を支援するとともに、全国に定着させるためのネットワークの構築を行う。
- ・文部科学省としても、博士課程修了者も含め幅広い人材に対して公務の魅力が伝えられるよう、引き続き積極的に啓発活動に取り組む³。

³ 国家公務員の総合職試験には、平成24年（2012年）から、学部卒とは別に、修士課程を修了した者等の能力・適性を判定するのにふさわしい試験として「院卒者試験」が新たに設けられている。

(2) 大学院修了者の活躍状況の可視化と評価

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

大学院修了者の進路に関する情報を、大学院の教育課程等の見直しや学生の大学院進学の判断材料として生かすことができるよう、各大学院において、大学院修了者の進路状況等を把握して公表することが求められる。国としても、大学院修了者の活躍状況を広報することが必要である。

【文部科学省の取組】

- ・各大学院における入学者・修了者数の公表状況、博士課程修了者の進路状況及びその公表状況について把握・情報提供する。
- ・認証評価において、大学院修了者の進路状況及びその公表状況について評価が行われるよう促す。
- ・科学技術・学術政策研究所において、「博士人材追跡調査」を実施するとともに、「博士人材データベース」への大学の参画を促す。
- ・「博士課程教育リーディングプログラム」の成果を含め、大学院修了者の活躍状況に関する広報に取り組む。

5 世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

大学院においては、アジア各国をはじめとする世界から優秀な高度人材を惹き付けるため、国際化を積極的に推進することが求められる。国としても、大学院教育の国際化に取り組む大学に対して重点的に支援することが必要である。

【文部科学省の取組】

- ・「スーパーグローバル大学創成支援」事業を通じ、世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革など国際化を徹底して進める大学を支援する。
- ・「大学の世界展開力事業」を通じ、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携等を支援する。
- ・海外留学のための奨学金制度等を通じて、日本人大学院生等の海外留学を促す。
- ・奨学金等の経済的な支援の充実により、外国人留学生が安心して勉強に専念できる環境を整える。
- ・「住環境・就職支援等受入れ環境の充実」事業等を通じて留学生の国内就職や住環境の充実のための取組等を支援する。
- ・海外に「留学コーディネーター」を配置し、日本留学に関する情報発信や現地における入学許可の促進等を通じて日本への留学を促進する。

6 教育の質を向上させるための規模の確保と機能別分化の推進

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

大学院教育全体の質的向上を図るため、各大学において、学位・分野別の学生数やポートフォリオを、各大学・大学院の機能別分化と連動させつつ、社会的需要や学術的需要に応じて柔軟に見直すことが重要である。国としても、各大学院における自主的な教育研究組織等を見直しを促す。

【文部科学省の取組】

- ・ 各国立大学の強み・特色の発揮を更に進めていくため、大学院を含め機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に依拠して運営費交付金を重点配分する。
- ・ 各国立大学法人の中期目標・中期計画に掲げる、組織の見直しに関する取組の状況について、国立大学法人評価委員会による評価を行う。
- ・ 「私立大学等経営強化集中支援事業」などを通じ、各大学が自主的に教育研究組織等を見直すことを促す。

7 博士課程（後期）学生の処遇の改善

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

第五期科学技術基本計画において掲げられた「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」という目標の達成に向け、多様な財源による博士課程（後期）学生への経済的支援の充実を図ることが重要である。加えて、奨学金や授業料の減免の充実を図ることが必要である。

【文部科学省の取組】

- ・ 特別研究員事業（DC）及びフェローシップ・TA・RA等としても活用可能な競争的な経費の充実を図る。
- ・ （独）日本学生支援機構における大学等奨学金事業を引き続き充実する。
- ・ 学生が経済的な不安を抱えることなく修学することができるよう、各大学が実施する授業料減免に必要な経費を支援する。

8 卓越大学院（仮称）の形成

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

大学院の国際的な競争力を強化することが急務であり、そのための博士人材育成の場として「卓越大学院（仮称）」の形成を提言する。

【文部科学省の取組】

新たな知の創造と活用を主導する高度な「知のプロフェッショナル」となる博士人材の育成のため、世界最高水準の教育力と研究力を備え、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学・研究機関等との連携の下、立場を超えた人材交流・共同研究のハブとなる「卓越大学院（仮称）」の形成を支援する。

(参考)

「第3次大学院教育振興施策要綱」策定に係る
審議まとめ・政府決定文書の抜粋

■未来を牽引する大学院教育改革（抄）

（平成27年9月 中央教育審議会大学分科会決定）

5. 大学院教育の改革に向けた今後の取組

○ 以上の大学院教育の改善方策は、17年大学院答申と23年大学院答申において示した大学院教育の実質化という基本的な方向性を同じくし、現在の課題を踏まえて、国、大学、産業界等の関係者が今後重点的に取り組むべき点を掲げたものである。

この改善方策を実現し、体系的かつ計画的に大学院教育の改革に関する施策を実行するため、国は、「第2次施策要綱」に基づいて実施されている施策の成果と課題を踏まえつつ、新たな施策要綱を早期に策定することが求められる。

また、今後とも、国は、大学院教育の改善状況や成果事例の把握に努め、必要に応じて、施策要綱の見直しを行うことが必要である。

■第5期科学技術基本計画（抄）（平成28年1月 閣議決定）

第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

① 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進

iii) 大学院教育改革の推進

（前略）第5期基本計画期間中における大学院教育改革の方向性と体系的・集中的な取組を明示した計画を策定し推進する。

Society5.0の実現等、2040年頃の社会変化に対応するため「知のプロフェッショナル」が諸外国と遜色ない水準で活躍することが必要

「知のプロフェッショナル」の育成を大学院が中心的に担う。

- ① 学部段階で身に付けることが求められる論理性や批判的思考力、コミュニケーション能力等の普遍的なスキル、リテラシーのいずれも高い水準で身に付けていること
- ② 自ら課題を発見し仮説を構築・検証する力等の、大学院でこそ身に付けることが期待される、社会を先導する力、様々な場面で通用するトランスファラブルな力
- ③ 各セクターを先導できる複数の領域にわたる高度な専門的知識が求められ、あわせて、STEAM※、データサイエンス、幅広い教養が必要。

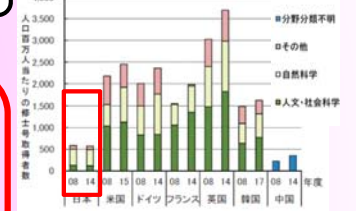
※STEAM=Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics

博士課程教育リーディングプログラムでは、①大学院教育の実質化、②経済的支援、③国際経験を積む機会の充実、④産業界と連携した教育研究等が進んだものの・・・

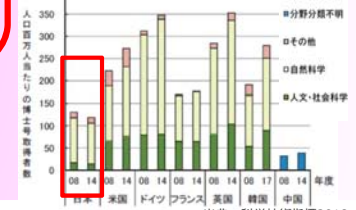
しかし現状は数々の問題点が・・・

- ・ 諸外国に比べ修士・博士学位取得者の割合が低い(修士は約1/3、博士は約1/2、特に人文・社会科学で低い)にもかかわらず、入学定員の未充足が常態化
 - ・ 大学の強みや特色を踏まえた人材養成が出来ているとは言い難い状況
 - ・ 博士後期課程は、大学院のカリキュラムと社会や企業の期待との間にギャップがあるとの指摘
- こうした課題がキャリアパスに対する不安を招き、大学院への進学を躊躇

人口100万人当たりの修士学位取得者数の国際比較



人口100万人当たりの博士学位取得者数の国際比較



出典：科学技術指標2018

2040年の社会の需要に応えていくためにも
早急に「大学院教育の体質改善」が必要

1 三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立

4つの人材養成機能

- ① 研究者養成
- ② 高度専門職業人養成
- ③ 大学教員養成
- ④ 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

各大学院がそれぞれの強み・特色を活かして人材養成目的を見直した上で、以下の取り組みを行う。

- 学位プログラムとしての大学院教育を確立し、大学院教育の実質化をさらに進めるため、三つの方針の策定・公表を義務付ける。

三つの方針

- 「学位授与の方針」
 - 「教育課程編成の方針」
 - 「入学者受入れの方針※」
- ※平成23年に義務化済み

三つの方針に基づき、養成する人材像等を学修者や大学外に提示するとともに、自ら継続的に検証・改善することで学位の質を保証する。(内部質保証の確立)

- 人材養成目的に即して教育研究組織を柔軟に見直す。特に、学生の進路に責任を負う観点から、修了者の実態の把握・追跡等を踏まえ、進路の確保が見込めない専攻等について、定員縮小や社会的ニーズの高い専攻等への振替を含む見直しが必要。

2 各課程に共通して求められる教育の在り方

- 学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修し、基礎的素養と専門知識の応用力等を培うコースワークの充実 (「博士課程教育リーディングプログラム」の優れた取組の普及、「卓越大学院プログラム」等を通じた優れた事例の創出・普及)
- 専門的知識と普遍的なスキル・リテラシー等を身に付ける取組として、ダブルメジャー、メジャー・マイナーや、「学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラム」等の活用
- 国際的に切磋琢磨する環境を構築する観点から、ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー等の推進

3 各課程ごとに求められる教育の在り方

- 【修士課程】※「高度専門職業人」「高度で知的な素養のある人材」の養成が主たる目的
- 学部段階教育との有機的な接続、高度・広範な専門的能力と高度の汎用的能力、職業社会で活用可能な実践的研究能力の育成等 (大学院設置基準で定められた修了に必要な単位数を超えた授業科目等の実施を含む)
- 【博士課程】
- 区分制博士課程の適切な運用、社会の求める教育とのミスマッチの解消 (主専攻以外の科目の体系的履修、実務家教員による実践的教育、企業等メンターの活用等)、プレFD実施・情報提供の努力義務化、国際感覚を養う取組、産業界との共同研究等
- 【専門職大学院における課程】
- コアカリキュラムの策定状況や教育課程への反映状況等の国による把握・情報発信、実務家教員向けFDの充実、教育課程連携協議会を活用した実務家教員の能力の確認、国際的な評価機関による認証の促進に向けた検討

4 学位授与の在り方

- 研究指導体制の強化と学位審査の透明性・公平性の確保 (学修成果・学位論文の評価、修了認定の基準の公表)
- 博士論文研究基礎力審査の在り方の検証 など

5 優秀な人材の進学の促進

- 入学者選抜の改善 (「入学者受入れの方針」に沿った大学院入試の改革、大学院入学選抜実施要項の見直し)
- 修士課程等の学生に対するリクルートの改善(博士の魅力等の発信、ロールモデルの提供、進学的意思決定タイミングを踏まえた経済的支援の制度設計)
- 在学中に必要な学費や経済的支援の見直し提示の努力義務化 など

6 博士後期課程修了者の進路の確保とキャリアパスの多様化

- 博士課程修了者の活躍状況・処遇の可視化 (産業界での幹部職員の学位取得状況、賃金や昇進状況等について情報収集・発信)
- キャリア構築に係る大学としての組織的支援 など

7 リカレント教育の充実

- 実践的な教育プログラムの展開
- 社会人の時間的・空間的障壁を低下させる取組促進
- 履修時間・学事暦の工夫や、履修証明プログラム等の活用等 など

8 人文・社会科学系大学院の課題とその在り方

- 体系的な教育プログラムの確立、身に付く能力の可視化、社会ニーズに対応した新たなタイプの人材養成目的の模索、キャリアパス開拓
- 理工系の優れた取組の取り入れ、「学部・研究科の枠を超えた学位プログラム」への参画 など

今後に向けて

- 大学院改革の優れた取組を「卓越大学院プログラム」を通じて支援
- 大学院全体の課程の在り方 (博士後期課程レベルの高度専門職業人養成を含む) について引き続き検討

※研究室の状況が変化の中で、研究環境の確保について別途検討が必要

2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿

～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）

平成31年（2019年）1月22日 中央教育審議会大学分科会 要旨

1. 2040年頃に直面する社会の変化と「知のプロフェッショナル」

Society 5.0 等に向けた社会の変化の中で、大学院は、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」の育成を中心的に担うことが期待される存在である。

「知のプロフェッショナル」には、

- ① 学士課程で身に付けることが求められる論理性や批判的思考力、コミュニケーション能力等の普遍的なスキル、リテラシーのいずれも高い水準で身に付けていること
- ② 自ら課題を発見し仮説を構築・検証する力等の、大学院の高度な教育研究を通じてこそ身に付くことが期待される、社会を先導する力、様々な場面で通用するトランスファラブルな力

③ 各セクターを先導できる特定の狭い領域だけに留まらない高度な専門的知識が求められ、あわせて、STEAM[※]、データサイエンス、高い水準の幅広い教養が必要である。

※ STEAM = Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics

2. 大学院教育が2040年の需要に応えるために

我が国は、諸外国に比べ修士・博士学位取得者の割合が低く（修士は約 1/3、博士は約 1/2。特に人文・社会科学で低い。）、2040 年に向けた「知のプロフェッショナル」の確保に大いに問題が生じる可能性がある。一方、入学定員の未充足が常態化している専攻が見られており、何故このような状況となっているのか改めて真剣に検討し、早急に改善を図る必要がある。

「博士課程教育リーディングプログラム」等に取り組んだ大学院においては、大学院教育の実質化、経済的支援、国際経験を積む機会の充実、産業界と連携した教育研究等が進展している一方で、各大学が自らの強みや特色を踏まえた人材養成が出来ているとは言い難いという指摘がなされており、特に博士後期課程は、大学院のカリキュラムと社会や企業の期待との間にギャップがあるとの指摘も根強い。

こうした課題が、若手研究者ポストの確保の困難さという問題と相まって、キャリアパスに対する不安を招き、学生の大学院への進学を躊躇させる原因となっており、今後、2040年の社会の需要に応じていくためにも、早急に社会のニーズへのより一層の対応をはじめとした「大学院教育の体質改善」とも言える取組が必要である。

3. 大学院教育の改善方策

① 三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立

大学院教育の体質改善の鍵は、大学院教育の実質化の一層の推進にあり、学位プログラムとしての大学院教育の確立が大学院教育全体の質向上に必須であることは累次指摘されている。

各大学は、四つの人材養成機能（①研究者養成、②高度専門職業人養成、③大学教員養

成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成)と「知のプロフェッショナル」の姿を基本としつつ、自らの社会的機能や人材養成目的・教育課程等を改めて検証することが必要である。

【具体的取組】

- ・ 三つの方針（「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」、「入学者受入れの方針」）の策定・公表の義務付け
- ・ 三つの方針の点検・評価等を通じた継続的な大学院教育の検証・改善等による、学位の質を担保する（内部質保証が機能する）教学マネジメントの確立
- ・ 人材養成目的に即した教育研究組織の柔軟な見直し（特に、学生の進路に責任を負う意識の下、修了者の状況の把握・追跡等を踏まえ、進路の確保が見込めない専攻等について、定員の縮小や社会的ニーズの高い専攻等への振替を含む見直しが必要。）

②各課程に共通して求められる教育の在り方

大学院における教育課程の編成については、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修し、基礎的素養と専門知識の応用力等を培うコースワークの充実が必要である。

また、専門的知識と普遍的なスキル・リテラシー等を身に付けさせるための取組が期待される。

さらに、俯瞰的な視点や国際的な感覚を養い、切磋琢磨を促すための取組が重要と考えられる。

【具体的取組】

- ・ 「博士課程教育リーディングプログラム」の優れた取組の普及、「卓越大学院プログラム」等を通じた優れた事例の創出・普及
- ・ ダブルメジャー、メジャー・マイナーや、「学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラム」等の活用
- ・ ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー等の推進

③各課程ごとに求められる教育の在り方

各大学が、三つの方針に照らして、どの課程で教育活動を展開していくことが適切であるか考慮する必要があり、各課程において主として想定される目的・役割、重点的に行われることが求められる教育活動等について整理を試みた。各大学は、このような整理も考慮しながら、自らの強み・特色や創意工夫を生かして付加価値を付けることが期待される。

【修士課程】

修士課程は、「高度専門職業人」「高度で知的な素養のある人材」の養成を主たる目的とするものと考えられ、俯瞰的な能力が養われるよう、コースワークと研究指導を適切に組み合わせて実施する必要がある。また、社会経済の高度化・複雑化に伴い、学部段階の教育との有機的な接続を図ることが必要となってきた。

【具体的取組】

- ・ 学部段階でリベラルアーツが展開されている場合、その教育の成果を引き継ぎ、メジャー（主専攻）・マイナー（副専攻）の深化を図るための教育を大学院で行うこと
- ・ 学部段階で複数の専攻分野の履修や、普遍的なスキル、リテラシーの育成を図ってきた場合に、その内容の深化を図るための教育を大学院で行うこと

高度専門職業人の養成に当たっては、専門職大学院の課程においては行うことが制度上予定されていないような教育を展開することが求められる。こうした教育課程を編成するに当たっては、大学院設置基準で定められた修了に必要な単位数を超えた授業科目等の実施も考えられる。

【具体的取組】

- ・ 特定の職業に即時に結びつくわけではないが、様々な職業を担う上で必要となる高度かつ広範な専門的能力と高度の汎用的能力をより重点的に培うことを意識した教育
- ・ 特に職業社会での活用が可能であり、社会の潜在的な要求を顕在化させることで社会的価値の創出にもつなげられる実践的な研究能力を育成することを意識した教育
- ・ コースワークを充実させる観点から、実務家教員の積極的な配置を後押しするための、実務家教員の配置についての法令上の位置付け等も含めた在り方の検討
- ・ 産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院における「教育課程連携協議会」に類する枠組みを活用

【博士課程】

今後の博士課程における人材養成に当たっても、極めて高度な専門性に加えて、博士課程にふさわしいレベルの幅広い能力を培うため、基礎となるコースワーク、博士論文研究基礎力審査及び研究指導について、それぞれの趣旨を踏まえて適切な規模や手法により実施することが重要である。その際、区分制博士課程における博士前期課程は、修士課程とは異なる役割を有するものであることに改めて留意する必要がある。

【具体的取組】

- ・ 人材養成目的に照らして最適な教育課程の編成（博士後期課程に進学することが見込まれない部分に係る博士前期課程の一部の定員を、当該博士課程とは異なる修士課程として切り出すとともに、残りの部分を5年一貫の博士課程として整理することや、区分制博士課程を維持する場合にあっても博士課程内部でプログラム分けを適切に行うことなど）
- ・ 社会の求める教育とのミスマッチの解消（主専攻以外の科目の体系的履修、実務家教員による実践的教育、企業等メンターの活用等）
- ・ 博士後期課程のプレFD実施や情報提供の努力義務化
- ・ 研究者・大学教員の養成における、国際感覚を養うための海外長期留学等、産業界との共同研究等
- ・ 高度専門職業人の養成における、実務の経験を有する教員の配置についての法令上の位置付け等も含めた在り方の検討、博士後期課程レベルの高度専門職業人養成について新たな課程の創設に関する検討

【専門職大学院における課程】

専門職大学院については、教育課程、教員組織、認証評価及び情報公開に関して、以下のような取組が必要である。

【具体的取組】

- ・ コアカリキュラムの策定状況や教育課程への反映状況等の国による把握・情報発信
- ・ 実務家教員用のFDの開発・実施等、実務家教員の最新の情報や最先端の技術等を踏まえた教育の実施状況を確認するための教育課程連携協議会の活用等
- ・ 国際的な評価機関による認証の促進に向けた検討
- ・ 専門職大学院の効果に関わるより具体的情報の収集、公開の促進

④学位授与の在り方

学位は、大学が、教育の課程を修了し当該課程の目的とする能力を身に付けた者に対して授与するもの、という原則が国際的にも定着しており、今後更なるグローバル化が見込まれる中で、留学生の受入れや修了生の海外での活躍を促進する観点から、国際的な通用性があることを前提とした学位の質保証に更に努めることが重要である。

一方、未だ我が国においては、いわゆる「碩学泰斗」の証として博士の学位を認識している大学教員もいるという指摘もあり、円滑な学位授与、研究指導体制等の強化、学位審査の透明性・公平性の確保を引き続き図っていくことが必要。

【具体的取組】

- ・ 研究指導及び学位審査における組織としての責任体制の明確化（異なる専攻の教員、実務家、海外での研究経験のある者を加えた研究指導体制の構築、盗用検索ソフト、他大学の教員の活用等による学位論文審査の客観性と公平性の確保）
- ・ 学位論文が満たすべき水準や、審査委員の体制、審査の方法、審査項目など、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっての大学による基準の検討、及び当該基準の公表の義務付け
- ・ 「博士論文研究基礎力審査」の導入状況及び審査事項の公表、国による学位授与状況等の調査
- ・ いわゆる「論文博士」の実施状況の把握と今後の在り方の検討
- ・ 博士の学位取消に関する公表の実態把握と法令上の位置付けを含めた検討

⑤優秀な人材の進学促進

「知のプロフェッショナル」育成のためには、各大学が企業との人材獲得競争に直面しているという意識を持って、大学院（とりわけ博士後期課程）を志望する優秀な人材を増やすことが重要である。

【具体的取組】

- ・ 「入学者受入れの方針」に沿った大学院入試の改革、大学院入学者選抜実施要項の見直し
- ・ 修士課程等の学生に対するリクルートの改善（博士課程へ進学することの魅力の発信等、ロールモデルの提供、進学の意思決定のタイミングを踏まえた経済的支援の制度設計（日本学術振興会における特別研究員、授業料免除、奨学金等））
- ・ 国費だけに頼らない経済的支援の充実の方策
- ・ 在学中に必要な学費や経済的支援の見通しの提示の努力義務化

⑥博士後期課程修了者の進路の確保とキャリアパスの多様化

かつては、博士課程修了者は大学の研究者となることが有力な進路と目されてきたが、我が国の将来に向けて博士課程修了者の高度な専門性や幅広い能力を多様な場で活用していくためには、起業という選択肢も含め、大学以外の場や研究者以外の進路も拡大していくことが必要である。また、我が国の産業界も大学院における人材育成に協力するとともに、博士課程修了者の専門性や幅広い能力等を適正に評価し、活用すること等が不可欠であり、企業の求める俯瞰的な能力を身に付けられる取組、企業と博士課程修了者の相互理解が進む取組を実施する必要がある。

【具体的取組】

- ・ 諸外国の博士課程修了者の活用状況や能力に見合った処遇についての情報収集と情報発信
- ・ 大学院生の採用や能力に見合った処遇について優れた取組を行っている企業等の取組の発掘
- ・ 国による、企業における研究者以外の進路における博士課程修了者の専門性の活用事例や処遇についての事例把握
- ・ キャリア構築に係る大学としての組織的支援（民間の就職支援企業・就職サイトの活用、キャリアパスに対する認識を高めるための大学や学生と企業等との対話等）
- ・ 大学による、大学院修了生の就職・活躍状況の具体的把握と、把握した内容のカリキュラム改善や定員設定等への活用

⑦リカレント教育の充実

社会経済が急速に高度化・複雑化する中、労働生産性向上や人生 100 年時代の豊かな生き方を実現するため、生涯を通じたキャリアチェンジやキャリアアップが行われることが見込まれるため、社会人を対象としたリカレント教育は重要なテーマとなっており、高度専門職業人を養成する大学院におけるリカレント教育は極めて重要な課題となっている。また、学位を授与しない短期のプログラムなど、社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムには大きな社会の期待があることにも留意すべきである。

【具体的取組】

- ・ 実践的な教育プログラムの展開
- ・ 履修時間・学事暦の工夫や、履修証明プログラム等の活用等
- ・ 社会人の時間的・空間的障壁を低下させる取組促進（夜間・土日開講、メディアの活用・通信教育課程の設置）
- ・ 労働契約においてリカレント教育を適切に位置付け、人事評価においても適切に評価すること
- ・ 各大学が提供する教育課程又は履修証明プログラムについて、職業実践力育成プログラムとしての認定及び専門実践教育訓練としての指定の活用

⑧人文・社会科学系大学院の課題とその在り方

Society 5.0 やグローバル化の更なる進展等を想定したときに、人文・社会科学系の大学院に対する社会のニーズが大きくなることが予想されるにもかかわらず、人文・社会科学系の大学院教育の充実の課題として、過去の答申等において主に以下の 4 つの点が挙げられている。

- ① 体系的・組織的な教育に取り組んでいる専攻の割合が他の分野より低いこと
- ② 博士号取得までの期間が他の分野より長いこと
- ③ 教員と学生の関係が限定的・固定的であり、教育の内容が社会のニーズから乖離しかねないこと
- ④ 修了者のキャリアパスが見えにくいこと

人文・社会科学系大学院においても「知のプロフェッショナル」の育成が十全に進められるよう、喫緊の課題として体質改善に取り組む必要がある。

【具体的取組】

- ・ 学位プログラムの実施に着目した体系的な教育プログラムの確立
- ・ 5年一貫の博士課程を活用し、早期から課程修了に必要な要件を満たせるような環境の構築
- ・ 人文・社会科学系大学院で身につく能力の可視化、社会のニーズに対応した新たなタイプの人材養成目的の模索
- ・ 理工系の研究体制等の取り入れ、産学共同研究により企業との接点を増やす取組、「学部・研究科の枠を超えた学位プログラム」への参画

4. 今後に向けて

(卓越大学院プログラム)

国は、これまでの政策により蓄積された人材や研究の強みを活かし、引き続き「卓越大学院プログラム」を通じて、各大学の優れた取組を支援し、その在り方をよりよいものとしていくとともに、個別プログラムの取組に終始させることなく、我が国全体の大学院改革、すなわち大学院システム全体の見直しや各大学院における教育改革の加速化につなげていくことが求められる。

(研究環境の確保についての総合的検討の必要性)

大学院の学生が個々の研究室の研究の実質的な担い手となっていた状況は、大学院教育の実質化が進展する中で、変化しつつあるものと考えられる。担い手をどのように確保するのかという観点も含めた、研究活動の基礎となる研究室等における研究支援体制の確立について、今後、総合的な検討が進められる必要がある。

(大学院の課程全体の在り方の検討)

今後も、大きな社会構造の変化に対応し、新分野や新領域を大学院が切り拓いていけるようにする観点から、大学全体の在り方の検討と連動しつつ、博士後期課程レベルの高度専門職業人養成にふさわしい新たな課程の在り方も含め、大学院全体の課程の在り方（課程の目的、学位の在り方、修了までに必要な単位数、実務家教員を含む教員組織の在り方、大学院で教育に携わる教員の資質の確保、留学生の受入れの在り方等）について、引き続き検討していく必要がある。

「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿
～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」
(2019 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会)
<卓越大学院プログラムに係る記載の抜粋>

3. 大学院教育の改善方策

②各課程に共通して求められる教育等の在り方

(コースワークの充実)

大学院における教育課程の編成については、累次の答申等で指摘されているとおり、課程制大学院制度の本旨に照らして、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修することで、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力を培うコースワークの充実が必要である。また、各大学は、三つの方針、特に「学位授与の方針」を実現する観点から、プログラムとして学生に対して共通に求められる能力を身に付けさせるため、コースワークを実施するに当たって必修科目やコア科目を適切に設定すべきである。

「修士課程」「博士課程（区分制・一貫制）」「専門職大学院の課程」のいずれの課程においても適切な取組が求められるコースワークについて、国は、各大学の取組を促すために博士課程教育リーディングプログラムの優れた取組の普及を図るとともに、引き続き卓越大学院プログラム等を通じて、優れた事例の創出と普及を進めるべきである。

4. 今後に向けて

(卓越大学院プログラム)

国は、これまでの政策により蓄積された人材や研究の強みを活かし、真に持続性のある高度博士人材育成プログラムとしての「卓越大学院プログラム」を通じて、各大学の優れた取組を支援すべきである。

「卓越大学院プログラム」は、各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した 5 年一貫の博士課程学位プログラムを構築することで、あらゆるセクターを牽引する高度な「知のプロフェッショナル」を育成するとともに、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点を形成することを目的とした事業である。政府の成長戦略にも位置付けられ

るなど、本事業に対する社会から寄せられる期待は大きい。

国は、「卓越大学院プログラム」を、これまでの蓄積を活かしつつ、知識集約型社会における機関支援型の人材育成プログラムとして、各大学が安定的に高度な博士人材を育成できるよう、その在り方をよりよいものとしていくことが必要である。加えて、補助事業期間に限られた取組から脱却した恒久的な博士課程教育強化の仕組みとして定着させ、個別プログラムの取組に終始させることなく、我が国全体の大学院改革、すなわち大学院システム全体の見直しや各大学院における教育改革の加速化につなげていくことが求められる。また、「卓越大学院プログラム」を実施する各大学は、「卓越大学院プログラム」の趣旨や、本審議まとめの内容も踏まえつつ、大学院改革を先導する存在としての自覚を持って、世界最高水準の教育研究の展開に取り組むことが求められる。

2040年頃の社会変化

国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」

Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

● 全学的な教学マネジメントの確立

→ 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

● 学修成果の可視化と情報公表の促進

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- ・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …



高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口:120万人(2017)
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数:63万人(2017)
→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
→ 必要な投資を得られる機運の醸成